

平成29年第4回定例会

# 清里町議会会議録

平成29年 9月12日 開会

平成29年 9月15日 閉会

清里町議会

平成29年第4回清里町議会定例会会議録（9月12日）

平成29年第4回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 伊藤 忠之 | 6番 | 勝又 武司 |
| 2番 | 堀川 哲男 | 7番 | 加藤 健次 |
| 3番 | 河口 高  | 8番 | 村島 健二 |
| 4番 | 前中 康男 | 9番 | 田中 誠  |
| 5番 | 池下 昇  |    |       |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

|         |       |
|---------|-------|
| 町長      | 櫛引 政明 |
| 教育委員長   | 石井 幸二 |
| 農業委員会長  | 近藤 博  |
| 代表監査委員  | 篠田 恵介 |
| 選挙管理委員長 | 工藤 特雄 |
| 副町長     | 宇野 充  |
| 総務課長    | 伊藤 浩幸 |
| 企画政策課長  | 本松 昭仁 |
| 町民課長    | 河合 雄司 |
| 保健福祉課長  | 蘭部 充  |
| 保健福祉課参与 | 長野 徹也 |
| 産業建設課長  | 藤代 弘輝 |
| 焼酎醸造所長  | 清水 俊行 |

|           |      |
|-----------|------|
| 出納室長      | 熊谷雄二 |
| 教育長       | 岸本幸雄 |
| 生涯学習課長    | 原田賢一 |
| 農業委員会事務局長 | 藤代弘輝 |
| 監査委員事務局長  | 溝口富男 |
| 選挙管理事務局長  | 伊藤浩幸 |

8. 本会議の書記は次のとおりである。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 溝口富男 |
| 主査   | 寺岡輝美 |

9. 本会議の案件は次のとおりである。

- 報告第 2号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 同意第17号 清里町教育委員会委員の任命について
- 一般質問 (2名3件)
- 議案第34号 清里町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約
- 議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約
- 議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約
- 議案第38号 ケアハウスきよさとの指定管理者の指定について
- 議案第39号 平成29年度清里町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第40号 平成29年度清里町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第41号 平成29年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第42号 平成29年度清里町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第43号 平成29年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第44号 平成29年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第45号 平成29年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第1号)
- 認定第 1号 平成28年度清里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成28年度清里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成28年度清里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成28年度清里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成28年度清里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成28年度清里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成28年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定について

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただ今の出席議員数は9名です。

ただ今から、平成29年第4回清里町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番 勝又武司君、7番 加藤健次君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定について

○議長（田中誠君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 池下昇君。

○5番（池下昇君）

本定例会は決算認定が提出される議会であり、一般質問、決算審査、その他一般議案などから判断して本定例会の会期は本日より9月15日までの4日間とすることが適当と思われま

す。以上が議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から9月15日までの4日間としたいと思

いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの4日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（溝口富男君）

議長諸般の報告6点について御報告申し上げます。

1点目、議員の派遣状況及び会議行事等の出席報告についてであります。（1）斜里郡3町正副議長会議について。6月27日清里町において開催しております。田中議長、村島副議長が

出席し、3町の共通する課題等について協議を行いました。あわせて情報交流施設きよ～る等の視察を行っております。(2)北海道町村議会議員研修会について。7月4日札幌市において開催され全議員が出席しております。記載の内容の講演2件が行われ、研鑽を深めたところです。(3)オホーツク圏活性化期成会夏季要望について。7月28日東京都において行われ、田中議長が総務3班として参加しております。地元選出国會議員及び関係省庁に対し、記載事項についての要望を行いました。2ページになります。その他の会議行事等について。記載の会議・行事に議長はじめ各議員が出席しております。

2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について。(1)総務文教常任委員会から3ページ、(3)議会運営委員会まで、記載の期日案件で会議が開催されておりますので、ご報告申し上げます。

3点目、視察来町について。7月6日、秋田県井川町議会と宮崎県大崎市議会より視察来町がありました。視察内容は議会の運営状況、焼酎事業等についてであり、概要説明後、焼酎工場等を見学しております。

4点目、平成28年度清里町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書の提出について。4ページの議長あての文書のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき別冊の通り提出がありましたのでご報告いたします。

5点目、例月現金出納検査の結果について。平成29年6月分・7月分・8月分について5ページから7ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

6点目、平成29年第4回清里町議会定例会説明員等の報告について。8ページのとおりとなっておりますのでご参照いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

#### ○議長（田中誠君）

これで議長諸般の報告を終わります。

### ●日程第4 町長一般行政報告

#### ○議長（田中誠君）

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

町長一般行政報告を申し上げます。まず大きな1の主要事業でございます。1点目の介護老人保健施設きよさと、医師の交代についてでございます。この6月30日をもって目黒医師が退任をされ、新しく佐々木医師が7月1日より就任いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。目黒医師につきましては、昨年7月1日より今年6月30日までの1年間ご勤務をいただいたものでありまして、この間における御尽力に心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。また佐々木医師につきましては、7月1日から今年の3月31日までの契約でございますので、引き続き医師の確保に向けて努力をしております。

次に2点目の北海道みんなの日の制定記念式典についてであります。北海道みんなの日は、道民が一体となってより豊かな北海道を築いていくことと、道外において北海道の価値が広く認識される契機とするため7月17日を北海道みんなの日として制定されたものでございます。当日は制定を記念し、北海道及び北海道議会が全道の市町村長北海道アイヌ協会をはじめ、関

係機関団体さらに一般道民に呼びかけて道議会の議事場において記念式典が開催されたものでございます。高橋はるみ知事の主催者挨拶の後、北海道みんなの日の制定趣旨説明及び制定宣言が行われております。

次に3点目の清里町における高齢者などの地域見守り活動に関する協定の締結についてでございます。7月19日、第一生命保険株式会社帯広支社と協定の締結をさせていただいたものでございまして、第一生命の社員の方が高齢者宅へ訪問した際、異変などを発見した場合は町へ情報を提供いただく協定でございます。なお協定の期間につきましては協定締結の日から1年間となっておりますが、協定者のいずれからも解約の申し出がない場合においては、以降期日において継続される内容となっております。

次に4点目の北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会夏季要望についてでございます。7月26、27日の両日にかけて記載の要望先に対し、期成会構成の各首長及び議長により整備の促進と予算の確保について、要望活動を実施いたしております。なお今年度は特に端野・美幌高野間の計画段階評価のアンケート調査の実施につきまして強く要望をしたものでございます。

次に5点目のオホーツク圏活性化期成会夏季要望についてでございます。7月の28日管内の首長及び議長におきまして全体8班の編成で、それぞれ関係省庁及び大臣に対して要望活動を行ったものでございます。私は総務2班として小清水町長と美幌町・斜里町・置戸町議会議長とともに武部新衆議院議員と総務省、国土交通省、消防庁、海上保安庁に対し記載の5項目につきまして要請活動を行っているものでございます。

次に2ページをお開きください。6点目の地域における協力に関する協定の締結についてあります。8月1日、清里町内の3郵便局及び網走郵便局との間で地域における協力に関する協定を締結させていただいております。本協定は郵便の集配などの業務中に高齢者や子どもなどの異変に気付いた場合や道路の異常、廃棄物の不法投棄などを発見した場合に町に情報を提供していただく、そうした協定であります。なお協定の期間については締結の日から1年間ですが以降の日にちにおいて協定者のいずれからも解約の申し出がない場合には継続されると、そういう内容となっております。

次に7点目の北海道議会有志会地域政策懇談会についてであります。8月の2日網走セントラルホテルにて開催がされております。北海道議会有志会からは池本道議会議員他、8名の道議会議員と北網地域の各首長及びオホーツク総合振興局幹部職員の出席の中で各市町村からの提出のありました要望事項についての意見交換が行われたものであります。清里町からは緑ダムの小水力発電施設整備事業の採択と摩周湖斜里線を初めとする各道道の整備、飼料作物種子法の廃止に関する北海道の育種対策等についての要請を行ったところでございます。

次に8点目の阿寒摩周国立公園の名称及び区域の変更についてであります。本件につきましては、すでに6月の定例議会にてご報告を申し上げていたところでありますが、改めて8月8日付の官報におきまして、環境省告示第61号をもって阿寒摩周国立公園への名称が変更となりました。あわせて神の子池周辺の区域についても国立公園に編入告示されたものでございます。これらの公園環境の整備などにつきましては議会及び関係機関との連携のもと、今後協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、9点目の北朝鮮弾道ミサイルへの対応であります。既に御案内のように8月29日午前5時58分ごろに北朝鮮の西岸から北海道東北の地方に向けてミサイルが発射されたことを

受けて、国の緊急情報システムJアラートによる情報の発信が午前6時2分ありましたので、清里町国民保護対策本部及び清里町緊急対処事態等対策本部条例に基づき、6時35分に対策本部を招集し、情報の収集と落下物及び被害状況について調査対応を指示し、午前8時15分開催の本部会議において報告を求めたものでございます。この時点では既にミサイルは北海道えりも岬沖の1千180キロの太平洋上に落下したとの報道がされておりまして、本町での落下物及び被害は、発生しなかったことが確認をされておりますので8時30分をもって本部を解散したものでございます。

なお、町民の皆さんにはホームページにて情報周知を行い、9月1日には町の広報、お知らせをもって、さらに9日の新聞折り込みによりまして、今回の対応について周知をしたところでもございます。

次に10点目の新日本歩く道紀行100選についてであります。9月1日付をもちまして特定非営利活動法人新日本歩く道紀行推進機構により、ふるさとの道100選に清里町パノラマの丘コースが選定をされた旨の通知がありましたので、ここにご報告を申し上げるものであります。100選に認定されたことにより、新日本歩く道100選のポータルサイト及び個人会員向けサイト、さらに新日本歩く道紀行推進機構のホームページ100選シリーズを歩く人たちの会員制クラブのホームページに紹介されるなど自治体のイベントや祭りなどの情報、観光施設などの紹介がされることとなりますので積極的な情報の提供とPRに努めてまいります。続きまして3ページをご覧くださいと思います。

11点目の清里町立光岳小学校の閉校についてであります。光岳小学校のあり方につきましてはPTAを中心とする保護者の皆さんや地域住民の皆さんの考え方、そして教育委員会での審議の経過を踏まえ慎重に検討を重ねてきたところでありますが、今般光岳小学校は平成30年末をもって閉校し清里小学校に統合することといたしましたので、この9月7日付をもって光岳小学校校長に通知書を交付し、閉校及び統合に向けた準備を進めることといたしましたのでここに報告をさせていただくものでございます。

次に12点目のJR問題に係るオホーツク圏活性化期成会釧網本線部会の経過についてでございます。本件につきましては、6月定例議会におきましてこれまでの経過について報告をいたしてございますので、その後の経過についての御報告を申し上げます。

1点目の第1回目の部会が7月17日に網走市市役所にて開催がされております。7月24日に予定がされております釧路側との意見交換会におけるオホーツク海側の取り組みについての意見集約をしたものでありまして、今までの講演や研修における利活用方策の1つとして提案のございました観光列車の運行について先進地の視察研修とシンポジウムの開催についての検討を確認したところであります。

2点目の7月24日には第2回の釧路側とオホーツク海側の釧網本線部会の意見交換会が釧路圏の摩周観光文化センターにて開催がされております。各部会の取り組みについての報告の後、釧網本線の維持存続に向けた意見交換が行われておりまして、合同部会を本年度中に設置をすること釧網本線の維持存続に向けた具体的な方策を検討することの2点を確認いたしております。またあわせてJR釧網線の快速列車の名称を、知床号から知床摩周号に変更していただきたく、JRに要請することといたしてございます。

3点目ですが、8月の5日に旭川トヨーホテルにおきまして、自由民主党のJR北海道対策プロジェクトチームによるシンポジウムが開催されております。プロジェクトチームによる

審議の経過の報告と基調講演が行われたものでありまして基調講演の後、参加者との意見交換が行われております。釧網本線部会からは部会の構成員であります網走、小清水、斜里町、清里町の首長及び議会議長が参加をいたしたところでございます。

4ページをお開きください。次に大きな2の主要事業の執行状況についてでございます。

1点目の議決工事の進行状況であります。9月1日現在における工事の進捗状況でございます。ケアハウスの建設工事建築主体、電気設備、機械設備につきましては記載の工期工事内容により実施をいたしてありまして、建築主体は現在基礎工事が終了し、1階部分の鉄筋型枠工の施工中であります。進捗割合では20%となっております。電気設備におきましては、床下1階部分の電線管の布設中でありまして進捗割合は6%となっております。機械設備では床下1階部分の配管部の設置施工中でございます。進捗割合では4%でございます。

次の清里町清掃センター長寿命化改修工事焼却施設につきましても、記載の工期工事内容により実施されております。機器類の工場製作中でありまして進捗割合では15%となっているものであります。

次の21号橋補修工事につきましても記載の工期工事内容により実施がされておりまして、仮設工の施工中でありまして進捗割合では15%となっているものであります。

次に2点目の農作物の生育状況についてでございます。別紙によりご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいと存じます。9月1日現在の農作物生育状況についてであります。農業改良普及センターより御報告をいただきましたので、ここに御説明をさせていただきます。まず7月以降8月末までの気象の推移でございますが、7月は気温が高く日照時間も平年を大きく上回っており、しかし、降水量はやや少なく推移をしたところであります。8月におきましては、気温も日照も平均を大きく下回り、且つ降水量は8月中旬から下旬にかけて極端に少なく経過をしており雨不足の状況が呈されております。

それでは、作物ごとに生育状況を御説明申し上げます。秋まき小麦きたほなみ及び春まき小麦春よ恋につきましては記載がございませんが、いずれも収穫作業が終了してありまして、秋まき小麦では乾麦で11.2俵、製品で9.9俵、製品化率で88.4%でございます。製品化率製品収量で平年値をやや下回っている状況にあります。また、春まき小麦は乾麦で7.8俵、製品で6.3俵とのことでありますが、穂発芽の影響もありまして、こちらも製品化率、製品量で平年値を若干下回っているとのことでございます。

馬鈴薯こなふぶきにつきましては、上いも数で平年値を上回っており、生育の遅速では3日早くなっておりますが上いも1個重では平年を下回っており収穫換算では概ね平年並みのこととでございます。またライマン価は平年より2%ほど高く生育は順調とのことでありまして生育の遅速では3日早くなっております。なお、澱粉工場はこの2日より操業を開始したところでございます。

てん菜パプリカであります。今週は平年値を上回っており生育の遅速では4日早くなっております。中斜里製糖工場の調査では収量・糖分ともに平年値を上回っており、根部肥大も順調とのことでございます。

大豆とよみずきであります。8月の低温・日照不足によりさやの肥大の遅れと作況数がやや平年を下回っておりまして、生育の遅速では2日遅れとなっております。

小豆きたろまんてであります。こちらも8月の低温・日照不足によりさやの肥大の遅れと作況数が平年を下回っておりまして、生育の遅速では3日遅れとなっているところであります。



トウモロコシのサイレージ用でありますが入熟期を迎え、生育は平年並みで遅速では2日早いとのことであります。

牧草子モシーであります。2番草の収穫で平年より10日早く好天により収穫作業が早く進んでいるとのことであります。また収量におきましても平年値を上回っているとのことでございます。

以上農作物の生育状況の説明をさせていただきました。5ページにお戻りください。

次に大きな3の、主な会議行事等の報告についてであります。

第6回のグランfond清里であります。6月の25日情報交流施設きよ〜るをスタート及びゴール地点として160キロの裏摩周根北峠経由のロングコースの他100キロ、60キロ、40キロの各コースにより競技が行われてございます。当日はあいにくの雨ふりの中でありましたが191名の方の参加と200名を超えるボランティアスタッフの皆さんに協力をいただき事故もなく、すべての競技が終了いたしましたところでございます。

次に斜里岳山開きについてであります。7月2日斜里岳清岳荘前において行われております。登山客及び山岳関係者約70名の参加をいただき、夏山登山の山開きと安全祈願が執り行われたものでございます。

次に平成29年度北海道消防操法訓練大会小型ポンプ操法の部についてであります。7月の14日江別市の北海道消防学校で開催がされております。当日は全道から12の消防団が参加をする中、オホーツク管内からは興部消防団と清里消防団が出場をいたしております。清里消防団は第1分団所属の6名が出場し、小型ポンプによる実地の操法訓練競技が実施されたものでございます。結果としては得点で75点順位は10位でありましたが機敏で統率のとれた操法は高い評価をいただいたところでございます。

次に清里町戦没者追悼式についてでございます。7月の16日町民会館で開催がされております。御遺族ご来賓並びに関係の方々のご臨席をいただく中、献花方式により戦没者88柱の御霊に対しまして御霊がとこしえに安からんことを、そして平和への願いを記念した次第でございます。

次にふれあい広場2017きよさとであります。7月の23日保健福祉総合センター前庭と施設内において開催がされたものでございます。当日は天候にも恵まれ、町内外より50を超える団体の皆さんの協賛と多くのボランティアの皆さんの協力のもと1千名を超える皆さんの参加をいただき、障害を持たれた方や高齢者の皆さんとの交流を通じながら障害者に対する理解と社会参加を促進しノーマライゼーションの普及啓発が図られたところでございます。

次に平成29年度清里町総合防災訓練についてでございます。8月27日町民会館及び周辺駐車場で実施がされたものでございます。当日は天候にも恵まれ、町内外より多くのご来賓の皆さんのご臨席をいただく中、清里消防団69名の出勤と各自治会職域職場防災協定を締結いたしております。

関係機関団体さらに幼少年消防クラブのやまと幼稚園園児の皆さん含めて330名の参加をいただき、8時半の消防サイレンを巨大地震の発生と想定した家庭でのシェイクアウト訓練と一時避難所への避難訓練が行われた後に、町民会館での駐車場において消防団員による地震で倒壊した建物及び車両に閉じ込められた傷病者などの救出訓練及び家屋の消火訓練が行われ、町民の皆さんには風水害による流水歩行、火災時の煙体験をはじめ避難所での体験さらに自衛隊と日赤奉仕団の皆さんには非常用食料の炊き出し、訓練等が所定どおりに行われておりまし

て、無事に全工程を終了し閉会したところでございます。

次のページをご覧くださいと思います。第38回ふるさと産業まつりについてでございます。9月の2日・3日の2日間にわたる清里市街及びモトエカ広場にて開催がされております。

2日は午前6時半により、ふるさと産業まつりの前夜祭行事としてのじゃがいも踊りが行われておりまして、町内外より21団体438名の参加をいただき、盛会に開催がされたところでございます。またじゃがいも踊りの終了後には恒例の花火大会とビアパーティーが開催されまして多くの町民のみなさんの参加交流をいただき盛会のうちに終了をいたしております。

3日のふるさと産業まつりの本番当日は、台風15号の影響で曇り空の寒い日となりましたが、連合青年団による竜神太鼓の演奏をオープニングに続きまして、ファイターズガールのダンスショー、昼からはHBCラジオの公開録音による歌謡ショー。そして最後に特産品などが当たるお楽しみ抽選会が行われ、すべての行事を実施することができました。

また会場内では各種特産品の販売コーナー、でんぷん団子や手打ちそばなどの飲食コーナー、コンパインの試験試乗会、そして子ども広場など町内外より多くの出店をいただき、盛会に開催がされたところでございまして実行委員会はもとより後援協賛協力をいただきました関係の皆さんに対し、改めて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。なお当日の来場者は約6千人と推計がされているところでございます。

以上申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わらせていただきます。

## ●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5 教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

大きな1、主要事業報告であります。1点目、平成29年度オホーツク管内教育委員会協議会総会について。6月30日、網走市で開催され石井教育委員長と私が出席いたしました。付議案件は、平成28年度事業及び決算報告の承認、役員の改選、平成29年度事業計画及び予算の決定が行われました。

2点目、平成29年度網走ブロック市町村教育委員会協議会総会研修会について。7月3日網走ブロック1市4町（網走市、大空町、斜里町、小清水町、清里町）の教育委員で組織する協議会の総会並びに研修会が本年度は小清水町で開催され、教育委員全員が出席いたしました。記載のとおり、付議案件の審議・決定がされ、総会後の研修会においてはオホーツク教育局義

務教育指導官、池野敦氏より講話をいただき研鑽を深めてまいりました。

3点目、第54回北海道市町村教育委員研修会について。7月11日札幌市において北海道市町村教育委員会連合会の主催で開催され、教育委員全員が出席いたしました。

内容につきましては、①のとおり道内で長年教育委員を務められた方への功労者表彰、②のとおり、平成30年度文教施策に対する要望事項報告、2ページに参りまして③のとおり連合会としての平成29年度教育施策の推進について決議がなされた後、北海道中央児童相談所長による講話、文部科学省からの英語教育の推進についての行政説明、各地域からの事例発表によるフォーラムが行われ教育委員としての研鑽を深めて参りました。

続いて大きな2、主な会議行事等の報告であります。1点目、平成29年度清里町学校運営協議会第1回について。学校と保護者や地域住民が子どもに関する課題や目標を共有し、学校運営に参画する仕組みとして本年度より清里小学校並びに清里中学校において始まったコミュニティースクール制度による第1回目の会議が、6月27日清里小学校で開催されました。初めに委員の委嘱状の交付を行い、会長副会長の選任と平成29年度の各学校の運営方針の承認等が行われました。

今後におきましては、今年度中に2回の運営協議会を開催し、学校教育活動に対する評価や学校運営への支援協力の方策について協議検討をしてまいります。

2点目、柳瀬俊泰画伯の来町について。日本美術展覧会通称日展の会員であり、洋画家の柳瀬俊泰氏が7月31日から8月1日まで清里町を来町されました。31日には歓迎の夕食会を行い、1日には中学校において美術部の生徒の指導をしていただきました。またこの度の来町に合わせて記載のとおり柳瀬先生の作品2点をご寄贈いただいております。

続いて3ページをご覧ください。3点目、夏休み学習サポート教室について。例年実施されております教室が7月26日から8月17日までの間に清里小学校・清里中学校・清里高校において、それぞれ3日ないし4日間開催され、町内各学校の教員や高校生ボランティアの協力のもと昨年を上回る小中高校生合わせて182名が参加し、開催されました。

なお小学生につきましては光岳、緑町両小学校の児童につきましてもバス等による送迎により参加をしております。

4点目、スポーツ合宿の受け入れについて。8月4日から17日までの間、町内各種施設においてスポーツ合宿の受け入れが行われました。1点目は東京大学陸上運動部長距離パート36名による8月3日から17日までの14日間行われ、箱根駅伝を目指しての有意義な練習が行われた他、後援会主催による歓迎会、陸上教室、地域交流として盆踊りへの参加、清里中学校生徒との交流など地域の方々とも積極的な交流が図られました。なお後援会におきましては今年も10月14日に東京都で開催される箱根駅伝予選会での応援を計画されております。2点目は、全道高等学校剣道合宿が道内各地から111名の参加により8月7日から10日までの4日間行われ、合同稽古や練習試合の他、地元清里町剣道少年団への指導などが行われました。

次に4ページをご覧ください。大きな3、教育委員会の開催状況であります。第5回教育委員会が8月29日に開催され、記載の案件3件について審議可決されております。

続いて大きな4、その他でございます。

1、全道大会の出場について。4ページから5ページに記載のとおり6月から9月にかけて小学生、中学生、高校生、そして一般成人まで陸上、ボート、野球、水泳の各競技におい

て管内の予選を突破し全道大会に出場を果たし、いっぱい健闘してきております。特に（１）の第70回北海道高等学校陸上競技選手権大会において、網走南ヶ丘高校3年の野呂田礼行さんが男子3千メートル障害で6位となり、この後の2で説明をいたしますが、全国大会に出場を果たしております。（２）の第71回北海道高等学校ボート競技選手権大会兼第65回全日本高等学校選手権競漕大会北海道予選会では網走南ヶ丘高校3年生の中平小奈美さんが女子ダブルスカルで2位、女子クオドルプルで1位となり全国大会に出場しております。さらに（３）の第30回南部忠平記念陸上競技大会ではオホーツク陸協選抜チームの一員として出場した清里小学校6年生茂木亮磨君が4×100メートルリレーで6位入賞、5ページの方に参りまして、（５）の第35回北海道小学生陸上競技大会において清里小学校6年生の橘悠冬君が6年男子ジャベリックスロー2位、（６）の平成29年度北海道中学体育大会第38回北海道中学校水泳大会において清里中学校3年生の春名伸哉君が男子400メートル自由形で1位、男子1千500メートル自由形で2位となっております。なお400メートル自由形では1位となりましたが惜しくも全国大会参加標準記録には届かず出場を逃しております。その他（４）記載の中学校野球部（７）記載の一般成人野球のRAYS（８）記載の中学校陸上部が上位入賞とはなりませんでしたが、管内の代表選手としてそれぞれ一杯健闘してきております。

次に全国大会の出場についてであります。（１）の山形県で開催された平成29年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会秩父宮杯第70回全国高等学校陸上競技対抗選手権大会に野呂田礼行さんが男子3千メートル障害に出場、続きまして6ページに参りまして（２）宮城県で開催された平成29年度全国高等学校総合体育大会ボート競技大会第65回全日本高等学校選手権競漕大会に中平小奈美さんが女子クオドルプルに出場しております。両名とも見事北海道予選を突破し、全国大会において北海道の代表選手としてカいっぱい健闘してきております。

以上申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。これで教育長一般行政報告を終わりました。

**●日程第6 報告第2号**

**○議長（田中誠君）**

日程第6 報告第2号、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、報告の説明を求めます。企画政策課長。

**○企画政策課長（本松昭仁君）**

ただ今上程されました、報告第2号、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

同法第3条第1項の規定の内容は、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとするものでございます。

なお健全化判断比率につきましては、4つの比率のうち一般会計等における実質赤字比率及び特別会計を含めた連結赤字比率とともに黒字決算となっており、債務負担や一般会計以外の会計の地方債償還負担見込や退職手当支給予定額等を含めた負担比率を示す将来負担比率は健全財政を維持しており算定上比率は生じておりません。

また標準財政規模に対する実質的な地方債の負担割合を示す実質公債比率は9.3%で国の示した早期健全化基準を大きく下回るものでございます。

次のページをご覧ください。本ページは監査委員からの意見書となっております。監査委員の審査意見は、記載のとおり健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認められる。なお各比率ともすべて早期健全化基準または経営健全化基準を下回っているとされているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第2号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを、終わります。

## ●日程第7 同意第17号

○議長（田中誠君）

日程第7 同意第17号 清里町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今上程されました、同意第17号 清里町教育委員会委員の任命につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、現教育委員の福原千恵美氏がこの9月30日をもって任期満了となりますので、新たに青沼拓代氏を教育委員として任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるとしてございます。

法第4条第2項は、委員は市町村長の被選挙権を有し、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有する者の中から議会の同意を得て任命するとする規定でございます。

青沼拓代氏は向陽206番地にお住まいで、昭和45年3月9日生まれの満47歳の方でございます。履歴等につきましては、次のページに記載をしておりますので、ご覧をいただき

いと思います。

なお、委員の任期につきましては、平成29年10月1日より平成33年9月30日までの4年間でございます。満場でのご同意を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

本件については、議会先例により討論を省略いたします。

これから、同意第17号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、同意第17号 清里町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。ここで10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時25分

### ●日程第8 一般質問

○議長（田中誠君）

休憩を解いて会議を再開いたします。日程第8、一般質問を行います。発言を許します。加藤健次君。

○7番（加藤健次君）

はい、7番。先に通告してありました第5次清里町総合計画における行政の執行体制と共同墓地合同墓の設置について町長にお伺いをいたします。

はじめに、第5次清里町総合計画における組織機構と定員管理についてお伺いをいたします。

平成17年に作成された自立計画第4次のスタートから21年度に第2期の自立計画、そして今年度は、第5次清里町総合計画後期5カ年の2年目に亘ります。色々な流れの中から今年度の第5次総合計画のテーマ協働と共生で築く自立のまちづくりが取り進められているわけですが、町長以下全職員が英知を結集して取り組んでいるものと理解をしております。この中の第3節でも行政改革の推進、このように謳われており、その中では主だった事業が述べられています。これらを達成するために、第1点目として組織機構で今回導入されてきました課の統合、グループ制の導入。このことが町長としてどのように評価をし、どのように発展してきたというふうにお考えなのか、まずお伺いをします。

2点目に定員管理についてであります。自立計画で町民のまちづくり委員会の総意のもとに80人という定数の元にスタートし、第2期の自立計画では収支の予算の中で30年度に7

0名にするという数字が謳われています。そして2期目の今回第5次総合計画5期のスタートに合わせて、28年の1月に平成34年に86人体制とすると掲げられております。清里町の人口が平成17年に5千25人、現在8月末で4千177人。12年間で848人の減少がされています。こういう中で、平成17年合併せずに自立で歩むということを宣言し、その中にはいろんな部分で事務事業の見直しをしていくんですよと、職員体制もこういうふうに削減していくというふうに謳われていながら修正をかけてきた理由はどこにあるのか。

次に、共同墓地合同墓の設置についてお伺いをいたします。少子高齢化、人口減少は墓地の管理にも変化が出てきて、墓じまいをしたいという人も少なくありません。そこでお骨の管理が問題になってきています。このままふるさとに眠らせてあげたい、またふるさとに眠りたい、そのためには合同墓の設置が望まれます。この合同墓の設置計画についてどのように捉えているのか、この2点について町長にお伺いをいたします。

#### ○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただ今、加藤議員より御質問をいただきました第5次清里町総合計画における行政の執行体制について、そして本庁の組織機構と定員管理のあり方についての考え方ということであります。

まず1点目の組織機構の関係であります。本件については御案内のように第4次総合計画そして第1期の自立計画、そして第2期の自立計画へと引き継がれながら、組織機構の改正を自立のまちづくりの中で実施をしてきたという経過の中にあります。これらの計画について第1期の自立計画は平成16年から20年までの5年間。そしてその後は21年から23年までの3年間と言うことで完了をいたしたところであります。

そうしたことから事務改善委員会におきまして、その後の対応についての検証等を行ってきたわけであり。結果といたしましては、平成28年4月から町長部局におきまして検証の結果、それまで5課1室12グループであったものを、同じ5課1室の1事業所11グループへ組織の再編をさせていただいたものでございます。今申し上げました再編のより具体的な内容といたしましては、産業課と建設課を1課に統合いたしておりますし、または政策形成にかかる主管として、総務課からさらに企画政策課を新設しながら、分離独立をさせております。さらに産業課にありました焼酎グループにつきましても醸造事業所として分離分割をしたところでもあります。またグループ制の導入につきましても自立計画の中に組織の再編とそして係制いわゆるグループ制の導入が謳われたわけであり。これにつきましては、平成20年の4月にこれらの対応をとってきたところでございます。これらのグループの再編につきましても、課の統廃合に連動しながら政策部門さらに管理部門に整理分割を行い、且つ分散しているそれぞれの管理業務などの統合や類似性のある業務の集約、一元化を図った中で、弾力的な執行体制を構築することを目的に、さらにグループにおける事務事業の検証再編を行ったところであります。組織機構の再編とグループの再編につきましては、政策執行体制の強化及びグループ制の機能の強化を目的としたものでありまして、現行においてはおおむね順調に機能しているものと判断をいたしている次第でございます。また今後とも限られた人員でより良い住民サー

ビスを提供するために人口の推移、そして新たな業務課題、事務事業の変動などを的確に把握をしながら、その時その時にあった新体制の検証、見直しを進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

また2点目にありました、自立計画にあった職員数80名を現行の計画の中で86名と改正をした理由についてでございます。このグループ制とそれから職員数の間にギャップが少し出てきたわけではありますが、これらにつきましては、今後におきましても人口の推移、そして新たな行政課題、住民サービス事務事業などの的確に把握した中で、その時の事務量をしっかりと把握しながら、弾力的な見直しを進めていただければというふうに思っているところであります。これらのものを総合的に判断した結果、それぞれの事務量また配置の職員数をグループごとに積み上げた結果、当初の段階では、事務改善委員会に答申をした段階では90名という数字が出てきたわけですが、さらにそれをアウトソーシングをするなり、また事務事業の委託をするなり、そういう中で再調整をかけた結果として、現行34年を86人体制という形の中で推移をさせていただいているわけであります。

しかしこれらの関係についても、その時その時の要請がございます。経常的な事務事業の執行の部分については、さほど大きな変化が出てきませんが、国における新たな制度や政策が発動されるとなれば、またそれに伴った事務事業の量が増えてくるということもございますので、そういう部分もしっかり見極めた中で最終的な数字を求めている。現行における答申の内容においては86名を1つの目標とするということを進めているところでもございます。以上申し上げて、1点目の部分とさせていただきます。

次に共同墓地の関係でございます。ご案内のように近年は墓地に対する考え方も大きく変わってきております。清里町におきましても平成25年から29年8月までですが、新規の使用申請が13件、22区画ありました。それに対しまして返還が58件、83区画となっておりまして、返還数が大変多くなってきているという実情でございます。今年度の現在までの新規の使用は今のところありません。ただ返還が既にもう12件、27区画ということでございますので、お墓を購入されているかいないかは別にいたしまして墓じまいが行われている、そんな状況が明らかになってきている部分でございます。返還に当たっては、ほとんどの場合、親族の方が遠方に居住されて、そのままここでの墓じまいを終わって、向こうの居住先でそれぞれ対応をいただいているようでありますが、場合によっては町内にある寺院にお預けをされたという方もいるというふうに伺っております。また近年そういう方が多くなってきたということもあって共同墓の設置についての問い合わせも年に数件来ているというような状況にあります。近年他の町村においても共同墓の設置が徐々にみられるようになってきておりますので、本町にもそうした希望など、また墓じまいの状況などを踏まえながら、適切な対応をしてまいりたいというふうに考えているところでありますので、それらの資料の取り寄せ等含めて慎重に対応していきたい。そんな予定でありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上申し上げて1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

加藤健次君。



### ○7番（加藤健次君）

それでは一番最初の組織の関係についてお伺いをいたしますが、グループ制の関係についてはおおむね順調に機能されていると。これ機能されているのであれば、定数問題ってところにはいかないだろうと。基本的に本当にグループ制の中できちっとした形で機能しているんだとすれば、逆に定数を上げなくても良いわけです。おおむね順調という非常に曖昧なんです。逆に言うとその事務だけに追われて、今町長が言われた計画から増設しましたよ、分けましたよという形の中で、今の業務内容の中でグループ制が本当に順調なのかどうなのか、どこにひずみが来ているのか、あるいは町長は全体として職員の数を見直して、結果的に職員による事務改善委員会の答申を受けて86名にしましたと。そういう中で私は基本的に役場の機能の中で、町長の説明にありました国からのいろんな業務も増えました。そうだとすると今までであった業務を見直さないとならない、増やしていくわけにはいかないと思う。各課における環境、そしてアウトソーシングしていきまですて無くて、これまでの10年間にきちっと積み重ねてかないとならないと思う。事務改善委員会でもいろんな形がたぶん出てきているだろうと思いますし、それぞれの課の中の問題点、そういうものを踏まえた時に即実践するってことが、私はまず量を減らすこと。減らすということは、減らしてはならないもの、あるいは住民にお願いをするもの、外部委託をするもの、きちっと見直しをしていかなきゃならないと思うんです。この辺の考え方がきちっと整理されないと、結果的に86名で本当に足りるのかという話にもなってくと思うんです。私は平成17年に自立の町でいきますと言って出した80名というのは、やはり基本だろうと、それが第2期目に予算の最後に70名って出ていた。それが結果として、今回職員やいろんな形で見直したときに86名となったという意味合いは事務事業の見直し、アウトソーシングがきちっとなされていないから、結果的に増えざるを得ない部分があるんでないのか。この辺についてもう一度お伺いをしておきます。

### ○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

### ○町長（櫛引政明君）

職員定数とグループ制の機能の関係でございますが、これらについても、御指摘をいただいたそれぞれの課題があるかなというふうには捉えておりますが、我々の事務改善委員会ですが、行政組織の中の事務改善委員会の中において一つ一つの事業と事務量ボリュームを的確に調査をしていただきました。それによって、そこのところの仕事をするのに何人実際には必要となってくるかという積み上げを今回の中で検証してもらった結果、ぽんと出てきた数字は実は90名です。その中には今の現状をそのまま追認する形がとられておりましたので、さらに今御指摘をいただきましたようなアウトソーシングや事業事務量の削減に向けた努力をさらに含めていった段階で90名から86名へという形で整理がされてきたものでございますし、また80名体制というのは当時の数字として自立計画の中で示され、それに向かって今まで進んできたわけですが、当時スタートする時点で101名いたわけで、それを2割強削減したということで、削減をしたことによるひずみというのも一方ではあったことも事実でありますので、そこら辺をしっかりと職員それぞれの立場の中で検証をかけた結果としてこういう形になっております。100%グループ制が機能しているというふうにも申し上げられませんが、それはその

時代その時代でやっぱり動きがあるもんですから。今年は上手く動いても、来年新しい制度や要綱が出た段階でまた少しずつ変化をしていくことがありますから、やはりそこら辺をしっかりと我々としても検証しながら、ギャップがなるべく埋まるような形の中で求めていきたいというふうに考えております。年によっては、86名が87名になる場合もありますし、場合によっては85名に、84名になる場合も出てくるというふうに弾力的な運用を考えていければというふうに思っている次第であります。以上であります。

○議長（田中誠君）

加藤健次君。

○7番（加藤健次君）

言葉の中では解るわけですが、結果としてグループ制で人数が少なくなっていくとなるとそれぞれの分野担当の中で1人が3つも4つも業務を負うということも当然出てきます。そうなってくると、もしもその職員が長期欠席や病気を仮にした場合、麻痺しちゃうんですよ。グループ制の中で業務の内容を共通できる環境をきちっとされているのかどうか。この対策をきちっと取らないと駄目ですし、当然のように町長の職権になりますので、私は余り関係ない話になると思うのですが、人事異動やいろんな問題でもスムーズな環境をどうやってしていくか。人を動かすのではなくて事業をより良くするために適材適所という環境でなっていかなければ、第一に人を動かすのではなく、町の運営を上手にしていく。なぜこんなことを言うかという、いろんな形で職員の中から不満不平や意欲を削いでしまったら、どうしようもないことなんですよ。町長が言われた計画性やいろんなものあると言いながら、いろんな事務改善委員会や皆さんの議員の皆さんやいろんな形の中から思っていることはあると思うんです。ぜひ前へ向かって1歩進む努力を、きちんと整理をして機構改革の中ではしていただきたいなど。

当然のように80名という目標を立てておきながら、今86名にした。現状として去年の定数は82名。82名という環境の中で出向が4名、育児休暇2名。実質昨年の状態でいくと、76名。80名に届いてないんですよ。だから機能しないんじゃないですか。80名と言いながら、80名いないという現実。それとこの出向、消防以外の社協に対するこの出向、相手があることですからと言いながら当初からずっときています。もうここで町長の言葉からこの3人の出向を何年までに戻して、本来の業務の中でしていくか。そのことは逆にこれから社会福祉協議会もケアハウスの中でさらに事業が増えていく。そうすると本来の業務とこの指定管理で受ける業務。ものすごい膨大になっていく。そういう中では職員の出向、出向された職員が4、5年で交代するような環境の中で、社会福祉協議会のこれからの運営もままならない。何よりも出向した職員が帰ってきて、本所の中でどうだったか。すぐ戦力になるのか、いろんな問題点があります。定数を増やす前に速やかに戻す。このことが大優先だと思います。このことについてまず時期を明確に答弁願います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

## ○町長（櫛引政明君）

グループ制の課題でありますけれども、グループ制に配置になった職員については、やはり多くの仕事を持つわけでありますから、共有できる部分をしっかりと共有しながら、誰でもそのグループであれば、その内容を周知しているというのが最もベターな姿でありますので、そこに至るように全体の人事管理をしっかりとしていきたいと考えている次第であります。

それからありました職員数と派遣または出向の関係であります。御案内のように職員で公益等の法人に対する出向を派遣という形で行っているわけでありますが、これらの関係、消防それから社会福祉協議会。社会福祉協議会の場合については今現状では事務局長、それから老健施設の事務長、そして包括支援センターの専門職員と、この3名がおります。それから消防については、消防の署長。消防そのものは派遣と言うのか、ちょっと中身が変わってくるかなというふうに思いますから、それはちょっと除いたといたしましても、社会福祉協議会の関係については御案内のように社会福祉協議会の成立そのものが町民みんなで作っている協議会でありますから、現状問題としてもその現在の運営の内容等をつぶさにこう我々も拝見させていただいているんですが、やはり町民の皆さんがそれぞれの立場の中でこの組織を運営しております。別に報酬があるわけでありません。全くのボランティアの形でありますから、そういう中であっても実際にはやはり組織としての運営をされているわけで、何かあったときの責任問題も常に考えてあげなければならぬというふうに思っております。ですから社会福祉協議会と町とは原則的には一体的なものという判断をしていかなければ、誰もそこのところを担ってくれる人がいなくなってしまうだろうということも踏まえた中で、現在の対応をとってきたわけであります。

この対応についても御指摘のようにずっとこれでいくのかということになると、またそういうことではない、基本的に社会福祉協議会の中で次の人材がしっかりとしてきた、または新たなしっかりとした方々を雇うことが出来るとなれば、そちらの方に委ねていきたい。つまりは派遣している職員を本来の業務に引き上げていきたいというふうに考えているところであります。社会福祉協議会に職員が派遣されてからかなりの年数になってきております。そんなことも踏まえてそろそろ職員が育つ時期にきているかなという判断もいたしておりますので、またしっかりと社会福祉協議会の方とも連携をとりながら、それらの対応について進めていきたいというふうに考えている次第であります。

また地域包括支援センターについて、もともと業務委託のスタートでありますから、そういう職員の全体的な調整が社会福祉協議会の中ではケアマネジャーの資格だとか福祉士だとか介護士だとかたくさんおりますので、全体の調整の中でそういう対応をとらせていただいておりますので、もう既に当初は2人派遣したんですが、1人はケアマネジャー採用できたということで引き上げていたしておりますし、また今派遣されている職員についても次の方が採用できる段階では引き上げていきたいというふうに考えております。これらは今すぐ見つかるかどうかということになると、なかなか難しいところもありますが、そこらへんについて社会福祉協議会とも慎重に対応しながら的確な時期を選んでいきたいというふうに考えている次第であります。

またもう1つ、老健の方の派遣している職員の関係であります。それは介護保険制度が平成12年にスタートしたわけでありまして、そのスタートに合わせて清里町において老健施設も運営が始まったと。社会福祉協議会に当時は業務委託という形で始まっておりますが、指定

管理制度が出来てから、そちらの方に移行したという経過もあります。その時の設置の段階で管理部門に関わる職員については、町からの派遣を行うということを条件に事業をスタートしたというふうに聞いておりますので、そこら辺もあらいだしをしながら、今後においてそこら辺整理ができるものであれば、そういう体制が整った段階において社会福祉協議会とも十分に相談をしながら進めていきたいというふうに考えているところであります。

いずれにしても、町全体としての職員の配置の関係からいくと、やはり内部の中で出来るのが一番良いかなと思っておりますので、そういうふうな対応に向けた協議を進めていくように努めていきたいというふうに考えている次第であります。以上であります。

**○議長（田中誠君）**

加藤健次君。

**○7番（加藤健次君）**

その答弁は毎回同じ答弁なんです。だから社会福祉協議会がきちっと自立しないとならぬというのは誰もが解っていることですし、見放せとは私は言っておりません。そこには手当なり、予算をつけんとならぬ。地域協力隊員を観光協会だけでなく、もっと幅広い形の中で採用し、定住させていく。いろんな形をしてかないとだめだと。

そういう環境の中で、もう一つ大きな問題になるのが臨時採用、あるいは再任用。そしてこれから予想される定年延長。これらの中で一番問題になってくるのはフルタイムで働かなければ定数に入らないんですよ。現状でもいろんな形の繋ぎ方がある。特にこの職員数が足りなくて事業が上手くいかない、こういう環境の中で経験豊かな再任用の人や定年が多分65歳になる、これも間近だ。こういう形の中における運用の仕方、事業の進め方、人の配置。この辺をどういうふうに定数と協議してくのか。整合性をとっていくのか、これ非常に大きな問題、この辺についても非常に大切な部分ですので、この考え方をどういうふうにしていくのかお伺いをしたいと思います。

**○議長（田中誠君）**

町長、櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

職員の任用の手法でありますけれども、基本的には定年退職の補充という形で通常であれば一般新規採用という形の中で補充をしていくということに相成ってまいりますが、昔と変わってきているのは、再任用制度が新たにスタートをしたということでありまして、その再任用制度をいかにもっていくかということでありまして。基本的に再任用になる方々については、定年退職から年金が支給されるまでの間について、これを保障するという意味合いが実はこの中にあります。ですから基本的に希望されればよほどの内容でない限りは再任用で、そのまま引き続き仕事をさせていただくという形になってまいります。ただしこれは年金の支給との絡みがありますから、最大5年間そして今の段階では年金支給されるまでの間、今年度であれば、明年度であれば今度は3年間になります、今までの人は2年間であり、1年間の人もあるということでありまして、そういう形の中で採用をされていくということに相成っていくだろうという

ふうに思っております。それとまたもう一方今出てきているのが、再任用制度。いろんな面です。時間の職員、フルタイムの職員だとかいろんな部分が出てきておりますので、年金の支給に合わせて65歳というのを1つの目途としながら、政府の間では対応を今進めていきたいということで調査に入ったというふうにお伺いしておりますので、それらがどういうふうに最終的に出てくるのかそういうのを見極めた中で全体の対応を考えていきたいというふうに思っております。なお臨時職員の関係は、これはまた別の対応でありますので、どうしても長期的に継続的な事業でないと、やはりその時その時の事業というのがありますから、その事務事業を施行していくためには、当然職員がやっていくわけですが、そのこのところに足りない、どうしてもいろんな仕事がありますので、そういう部分について臨時職員での対応をさせていただいているというようなことでもありますので、これらについてもしっかりとしたり身分保障も含めながらやっていかなければ、臨時職員さんでさえ、今人員不足で採用することができないとそんな状況になってきておりますので、そこらへんも踏まえながら、今後の対応しっかりとっていけるように考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

#### ○議長（田中誠君）

加藤健次君

#### ○7番（加藤健次君）

基本的にはそこからどうするのかって話だと思うんです、町長。再任用は確かに年金もらうまで。そんな悠長な環境は民間には無いんですよ。それは少なくとも働いてもらうということになると、今まで戦力だったわけですから、戦力とした形の職場で仕事をしてもらう。こういうつくり方をしていかなないと職員定数は何人いても足りないんですよ。このことをきちっと肝に銘じて、定年になった後、再任用の年金をもらうまでの間、パートタイムの時間で仕方ないんですけどいう職場探しをするんじゃないで、今ある職場環境は、春の一般質問の中でも出ていました地域支援員とか、いろんな形での模索方法があるわけですよ。札弦・緑地区、今回のこの事務事業の改善の見直しの中にでも札弦・緑のあり方はどうなんだと、一般質問にお答えになっているのは、国の制度を活用してやっていきますよ、本当に言われていることを前へ一歩一歩即進めていかなないとダメだと思う。

それとその社会福祉協議会の中とも話し合いをしていきます。話し合いをするんじゃないで、前へ進めるために予算はつけます。こうしていきましょうという意見をきちっと聞いて確立していかなければ、町長の言うとおりの、これからケアハウスについても社会福祉協議会に指定管理させるんですよ。指定管理っていう基本的な部分でいくと、そこに責任を全部お願いするわけですよ。それなのに一番最初の契約で、例えば老健の時に最初の契約があるから、これを続けんとならんっていう話ではなくて、それはもう改善しなければならないことです。検討していきます、これは早急に話し合いをし、きちっと自立をしてもらえるだけの予算づけと方法を考えて即していくこと。まずは、職員定数を増やす前にきちっと戻してやっていく。両方が不幸になります。社会福祉協議会もだめ、それはなぜか、4、5年で帰る職員にぐちぐち言われたって、社会福祉協議会や老健の中が良くなりますか。役場に戻ってきた職員だってこれやってくれると思ったのに忘れた、教えて。やっぱり上手くいきませんよ。そういう小さな積み

重ねが今の疲弊を生んでいる一部であるような気がします。今いる有能な職員、この職員のそれぞれの能力を十分に発揮し、そして共通できる分野を前へ一歩進める努力を忘れないで欲しい。これもう一度戻りますよ。社会福祉協議会と協議を進めて、どういう形で何年までに全部戻す予定があるんですか。町長の任期はあと2年間しかないですから、話し合いは即明日から始めて、どういう形でいくのか。その経過をまずお知らせをいただきたい。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

社会福祉協議会に派遣している職員の関係であります。これは今お話をいただきましたようにいつまでもやっているということではありません。あくまでも今そういう体制が次の体制、社会福祉協議会の中にとれるまでの間ということで進めてきたわけでありますので、それに向けた話し合いは当然そういう話し合いを進めていくということで、御理解をいただきたいというふうに思います。またいろんな人材も育ててきております、先ほど言いましたように、そういう人方をしっかりとその中に配置をしながら、やっぱりやっていかなきゃならないというふうに思います。それと、また町の方においても定年退職者だとかいろんな部分の有能な人材がこれから出て参りますから、そうした方々の活用も含めながら再任用とかそういう形も含めて、またいろんな部分での対応をしていきたいというふうに考えておりますので、いつまでに何を何日までにということにはすぐ出てきませんが、早い機会にそういう方向に向けた話し合いをしていきたいという中から時期的なものの検討を加えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

加藤健次君。

○7番（加藤健次君）

そう言いながら、3名いる出向の関係。まずはその本部に出している部分、それから老健の部分、この2名については早急に改善をする方法を検討すべきだと思います。これはさっきも何回も言いますがやっぱり絶対うまくない、ただ戻すだけでなく、そこにはしっかりとした予算付けをこれは当然のことだと思うんです、一体ですから。そのこのところを踏まえて前へ一歩進んでいただきたいとこのように思います。

この自立で歩いてまちづくりをしていく。そして事業が膨大になってきた。国からの施策もたくさんある中で、やはりその先ほど皆さんからスクラップする、あるいは中止する勇気を持ってやっていく。でもこれを民間に投げないとならないってやつを早急にいろんな形の中で2年間かけて事務改善委員会、職員の中でもやってきたわけですよ。だからそういう形は本当、真剣に一歩前を出してやっていく。それをやって職員が一生懸命やったけど、これでは職員数が足りないと、それがみんなが理解できるようになったときに初めて職員定数の増ですよ。風通しの悪い自分の思い、若いエネルギー。こういうものを前へ前へ、明日へ繋げる引き出しをしていかなければ、黙って仕事だけをして前を向かない職員が何ぼいてもだめなんです。そう

いう環境にならないように、町長が採用した時点ですばらしい職員ばかりしかいないと私も理解していますので、そういう方々の能力をフルに発揮できる環境をきちっと前へ進めていただきたいと思います。

そして1番の問題は本当にスクラップ、アウトソーシング、そして外部に出すものを早急にしていかないと、町長が言う、国からの事業がどんどんどんどん増えるんだったら職員いたって足りませんよ。清里町の人口はもう4千人切る目の前ですよ。職員だけ増えて、計画で町も企画政策をつくりましたけど、そこが何ぼ一生懸命考えても実働部隊が無いとだめなんですよ。それはやっぱり住民の皆さんから出てきた地域のエネルギー。そういう組織づくりをしないとやっぱり私はダメだと思うんです。そういうものに対する支援はきちっとしていく。そのことが地域の民間の活力をきちっと築くこと。それが清里町の大きな力になっていくと思うんです。役場の職員を増やして、1から10までやって、それで明日の将来が明るくは、なかなか難しい問題があると思います。本当に行政がやらないとならない仕掛けと施策と方向性だけをきちっと提示していくという、そしてやっぱり町民の皆さんの民間の活力を使うということをきちっと。それも一部でなく全体に広められるような、そういうような環境づくりをしていかないと前へ全く進まない。

それとその機構改革、課の統合で焼酎問題ですけど、焼酎も増産していったけどなかなか厳しい状態に入っている。こういう中で私はもとあったように町長がトップセールスマンだと言うのであれば、町長の女房役であるパートナーである副町長が醸造所所長になって先頭になって、この事業の展開を進めて、そして職員をもっとほかの方に使ってもら。それだけ優れた能力のある副町長ですので、ぜひ機構改革と合わせて、トップをやっぱり執行部自らが運営して一丸となっていくスタンスの中から、前へ進んでいく。こういうことが必要なような気がします。

もう1点その共同墓の話、今検討されているとこういう話ですが、どの辺まで具体的に進んでいるのかあわせてお伺いをします。

#### ○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいま御質問であります基本的に職員の方々の能力を最大限発揮できるような職場環境としての機構組織のあり方でなければならぬと。そのとおりでありますので、そういうふうに向けた対応を進めていけるように我々としても最大限努力をしまいたいというふうに思っております。また事務事業等については、次々新しい制度が起きてきていることも事実であります。内容的にはしっかりとスクラップ・アンド・ビルドという形の中で集中選択をしていきたいというふうに考えている次第でもあります。

全体としてアウトソーシングの関係、民間の力を借りるべきものは借りながら、住民サービスの向上に向けた対応がとれるような、そんな中での組織機構そしてグループ制の有効な活用というふうになっていけるように我々も最大限努力をしまっている所存であります。

また焼酎等の関係を含めた、全体の事務事業のあり方ではありますが、当然副町長もそうでありますけども全体としての職員的能力を發揮する中において、皆でこの部分についてはやって

いかなきゃならんと。担当した焼酎の部門だけに任せて良いというふうには思っておりません。全体として、やはり我々もトップセールスをかけるものはかけて今までも来ておりますし、これからそういう対応の中で焼酎事業所の職員ともそして全職員とも一体となって進めていけるようにさらに努力をしていきたいというふうに考えております。

それから共同墓の関係でありますけれども、これらについて、近いところでいけば隣町も一昨年に実施をされたという情報もいただいております、それにかけていろいろな手法等も、現課の中では聞き取りをさせて1回終わっておりますので、他のお墓との関係だとかいろいろな部分があるものですから、そこら辺を含めてどういう規模でどういう方策が良いのかというのを今やっている最中でございます。

ちなみに町村での共同墓の検討というのは、これからというのがほとんどであります。近隣で隣町がそれをすでにされたということでありまして、あと市が対応されております。それ以外はこれからかなという状況にありますが、それはそれといたしまして、そうした共同墓等必要性、墓じまいの状況等を踏まえながら的確に進めていきたい。予算との絡みがありますから、年度ははっきりと申し上げられませんが、近々やっていきたいというのは、私の気持ちであります。ただ予算上のこともありますので、全体の予算の執行状況とあわせて対応を考えていければというふうに思っているところであります。また必要な部分が出てくれば、当然所管の委員会でも十分にいろいろな形があるみたいですから、検討を加えながら最もベターな部分を考えていきたいという思いでありますので、ご理解をいただければと思います

**○議長（田中誠君）**

加藤健次君。

**○7番（加藤健次君）**

共同墓の設置について、今検討を重ねて委員会に上がってくるということであれば、それは年度内のうちに当然あがってくるものだというふうに思うわけですが、明年度の当初予算に上げる予定で前へ進める環境にあるのかどうなのか、お伺いをいたします。

**○議長（田中誠君）**

町長、櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

共同墓の設置の関係で明年度に予算としてあがってくるのかという話であります、全体的な予算編成の中で、財源的なものを確保できたらやっていきたいと思っておりますので、これからの予算編成の中で提出が出来るかどうか。出来るように我々も努力をしていきたいなというふうに思っております。

**○議長（田中誠君）**

加藤健次君。



○7番（加藤健次君）

予算の計画は施行者である町が立てるわけですから、認める・認めないは議会なんです。この部分については、予算を立てて提出をいただくことをお願いをしておきます。

こういう流れの中で最後、町長の答弁をお伺いしたいんですが、基本的には町が前へ一歩進んでいかんとダメだということなんです。言葉では町長に聞いたことの中で前へ前へと言っていますけども、確実に一歩前へ出るための実施を是非していただきたい。これ再任用や定年延長、定数問題。近々に職員定数や働き方、私は定数だけのものじゃないと思っているんですよ。どうやって65歳までまちづくりのために働いてもらうという制度になっていくとすれば定年延長になったけどフルタイムでないというふうになっても、採用するのは間違いないわけですから。その年金もらうまでの御苦労さんの3年や5年ですという形は町民サイドからはうけない。きちっと真剣に働いてくれるはずですし、そういう働ける環境をきちっとつくっておくということが、私は大切だとこれから世界、寿命伸びているわけですから、高齢者が一生懸命働いてもらわないとならないんですから、その辺を踏まえて1つ執行に当たっていただきたい。お伺いして質問を終わります。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

御質問の定年制の延長の関係、また職員の勤務の状況でありますけれども、現行の再任用の職員においても、その枠内でしっかりと働いてもらっていることは事実であります。私としても再任用制度という年金との絡みでの制度よりもやはり年金、定年制をしっかりと国が伸ばして、そこまで制度の上でやっていけるという体制が一番ベターだと私自身は個人的には思っております。まだ至っていない経過措置がありますんで、それはそれの中でやれる範ちゅうの中で努力をしていきたいという考え方ではありますが、幸い国の方もこれの定年の年数を引き上げていく検討に具体的に入ってきたということで、新聞でももう報道されておりますから、近いうちにそこらへんの内容が明らかになるだろうというふうに考えておりますので、そこをしっかりと精査をしながら、やはりその方向性を求めていきたいというふうに考えている次第でございます。

また共同墓の関係については先ほど申し上げましたように財源調整が必要になります。予算編成の段階で調整ができたとなれば提出提案をさせていただきたいというふうに思っておりますし、ただそれに向けた準備に向けて、そこまでいつの段階でいけるか、当初予算で盛り込めるか補正になるのか、またさらにもう1年遅れるのかいろいろあるかと思っておりますので、そこらへんについても、また議会の方ともよく相談をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（田中誠君）

加藤健次君。

○7番（加藤健次君）

やめようかなと考えたんですが、町長の答弁が的確でないのもう一度聞いておきます。予算編成があるというのは十分理解していますが、基金を出してでも明年度の予算に出していただきたいと要望をしておきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

大所高所検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

これで加藤健次君の質問を終わります。

次に、伊藤忠之君。

○1番（伊藤忠之君）

改めまして、伊藤忠之でございます。先に提出しております一般質問通告書に従い、土木インフラ整備事業に対する2項目について町長に御質問いたします。

まず1項目目の河川整備に対する維持管理についてでございます。わが町は豊かな自然環境にも恵まれ大小さまざまな河川がございます。この豊かな自然環境を維持するために、またここで生活する人たちの安心安全のために、今まで国や道また町の財源によってさまざまな整備事業が行われてきました。その中でも流域面積の大きい斜里川とウエンベツ川この2つの河川も、もれなく整備事業を行ってきたわけですが、整備した河川をそのまま置いておくと時が経つにつれ荒れ果てていくので、当然その後の維持管理が必要となってきます。そこでまずこの2つの河川はそれぞれこの管轄で今現在どこがどのように維持管理を行っているのか、また河川の維持管理について町長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、2項目目でございます。町道整備に対する維持管理についてでございます。わが町は広大な面積の中に、総延長距離約316キロの町道及び農道を保有し、一括管理しております。また、その町道の舗装率も75.3%と管内トップクラスはもとより、道内でもトップクラスを誇っており、さらには自然災害や経年劣化により補修復旧箇所が生じた場合には、町民の日常生活に支障を来さないよう、速やかに補修復旧作業が行われるなど、わが町の町道改良補修事業は大変すばらしい状況だと日々思っているところでもございます。

ただ最近町民の方々から郊外の町道沿いの草が伸びていて交差点や畑の出入り口で危険な思いをしたですとか、町道沿いの立木の枝が生い茂り、樹木のトンネルみたいになって乗用車やトラックにぶつかって困るということですとか、町道沿いの立木が太くなりすぎて農作業機が通れなくて困る、といったような様々な意見をたびたび耳にいたします。そこでまず町道沿いの整備に関して、どこがどのように維持管理をしているのか。またこの現状を町長はどのように思っているのかをお伺いいたします。

以上の2項目について、私からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま伊藤議員よりいただきました御質問についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず1点目の河川整備に関する維持管理の関係であります。御案内のように清里町における大きな河川としてはウエンベツ川、それと斜里川。この2つがあるわけでありまして、ウエンベツ川につきましては河川の登録とそれと明渠排水の登録とダブっておりまして、主な管理運営については河川というよりも明渠排水としての運用を行っております。これの管理主体については基本的には清里町であります。それから斜里川であります。斜里川につきましては二級河川であります、下流部でありまして、これは札弦側の合流地点から河口までが二級河川、それからその上流部については普通河川という区分になっておりまして、二級河川については北海道が管理をする。それから普通河川については、町地元の行政が管理をするということに相成っているわけでございます。

これらの管理について、今ウエンベツ川については具体的には町の管理ではありませんけれども、直轄明渠排水事業としての事業が実施された受益地内における管理組合さんの方に業務を委託いたしまして、その中で管理運営が行われているのが実態でございます。

それから斜里川については北海道さんが二級河川部分を管理するわけでありまして、ほとんどが原始河川になっております。清里行政区域内は堤防が特にあるわけでもありません、普通河川の原始河川としての扱いになっておりますので、何か災害が起きて崩れそうになったとか、そういう状況が生じた段階では北海道が予算をもって管理をしていただいておりますが、通常の中では、なかなかそこまで至ってないというのも実情ではないかというふうに思っております。また札弦側との合流地点から上流部について、すぐ国有林の中にありますから、さほどの距離はありませんけど、これについては町の方で管理をいたしております。通常的な管理ということで実施をしておりまして、特にこれに向けた河川管理事業を導入するだとか云々だとかということでなくて、今の河川敷地の中での通常管理を行ってきているという実情にあるというふうに考えているところであります。

次に土木インフラの関係でございます。道路の維持管理について、まず道路の設置、そしてそれに関する維持管理ということでありますが、町においては、従前は直営での維持管理を行っておりましたが、平成18年から指定管理制度を導入をしながら民間活力と地域雇用の拡充という部分も含めて指定管理制度を導入をさせていただきました。多分、指定管理制度を導入したのは、全国で道路河川でやったのは、一番最初だというふうに思います。建設省の方からも随分関心があって視察調査をいただいたものでございます。

それはそれといたしまして現状といたしましては、5カ年ごとの契約を結んでございます。契約先については清建工業さんということでありまして、日常的な通常の維持管理をいただいております。その中には道路路面の維持管理も当然であります。のり面を含めた草などまた流木等の処理についても指定管理の中に加えておりますので、通常的にそういう管理もいただいているところであります。指定管理者としては春先にパトロールをしながら、その年その年の必要な箇所について予算の範疇をもって事業を展開しているということかと思っております。また

草刈についても、年に基本的に春と秋の2回実施をしておりますが、何しろ区間がすごく延長があるものですから、どうしても適期だけで終われるかということ、なかなか苦戦をしているというのも事実なようであります。特に最近は気象情報状況が常に動きますので、今年の8月みたいになりますと、ほとんど作業ができない状態も続く。そのようなこともあって近隣の道路を利用される方々に御迷惑をかけている部分もあるわけでありますが、基本的には、年2回の草刈りを適期にやっていただきたいということで指導をしている次第でもございますし、今後においてもそういう形の中で実施ができればというふうに思っている次第でありますので、これらについて御理解を賜りたいというふうに思います。以上申し上げ1回目の答弁とさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

伊藤忠之君。

**○1番（伊藤忠之君）**

ただ今町長からの御答弁がございましたが、まず第1の質問事項に対しまして、河川整備に対する維持管理について再質問をさせていただきます。その中で今回はさらに町の管轄ということがはっきり解りましたので、明渠排水ではございますけども、ウエンベツ川に特化した形で行っていきたいと思っております。

ウエンベツ川に関しては、ただいま町長からの御答弁もございましたが、明渠排水として登録され、昭和38年から昭和44年にかけて大規模な国営整備事業が行われました。その後、土地改良法94条の6、管理委託に関しては地方公共団体に委託できる。により昭和45年12月にウエンベツ川の維持管理については国から町に移管されました。そしてこの維持管理については私もちょっとその当時の書類を調べてみたんですけども、なんせ古い書類でなぜか時系列がちょっと逆になっていたわけですけども、昭和45年5月に受益者によるウエンベツ川維持管理組合という組織が行うという形で町と協定書を結んでおります。そしてその後町は国営整備事業費の町の持ち出し分元金約1千600万、利子等約700万。計約2千300万円を昭和45年から昭和59年の15年間で償還しておりますが、その当時の管理組合の方々からウエンベツ川の維持管理は償還期間が終わるまでだったはずなんではないかという声をよく聞きます。実際のところはどうか、町長にまずお伺いします。

**○議長（田中誠君）**

町長、櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

現在のウエンベツ川の管理状況。つぶさに御説明いただいたその通りであります。という形の中で今まで推移をしてきたわけでありますが、ただ1点解釈の関係かなというふうに思いますが、基本的に維持管理の地元との管理協定についてはそのとおりでありますけれども、償還が終わったら終わりですという期限は別に定めてございません。その受益地全体としての組合が起きたわけでありまして、当時国営の直轄事業を導入するときにあくまでの明渠排水としての整備でその明渠排水を受益する方々の共同持ち分という解釈がついていたものでありますから、

基本的にはその中で期限を求めないで将来にわたって維持管理をお願いするということで進めてきたということが実情ではないかというふうに思います。ただそこらへんをお互いにそのところきっちりと明文化を持って取り交わした文書があるかという、今おっしゃられましたようにそれは無いわけでありまして、解釈の違いが出てきているのかなというふうに思っております。

当初の段階では本当に受益者がそれぞれの受益面積に応じて組合に負担金を払って、負担金をもってその草刈業務だとかそういう業務を実施されていたようですが、その後町からもそれでは大変なことになるなということで補助金活動費に対する補助金の形で、町からも補助金を導入してそれらと合わせて運営をいただいていたという部分がありますし、それからどうしても草刈り以外でとこざらいをやる時はもう人力ではできない状況のときもあります。そういうときには予算を別にとって重機だとか派遣を町の方でやってきた経過もございます。また直系の明渠排水で昭和45年に事業が終わっておりますが、この間もそうですが改修事業導入をいたしております。その事業等を合わせた中でこの維持管理についても検討が加えられてきたわけでありまして、近年においてはそういう中から、多面的機能の事業の交付金事業として申請をあげて、それに該当する手法をとり始めております。そうは言いながらもかなりの受益者に対しては負担になっていること、これは金銭的なもの、それから労力的なもの人力的なものを含めてなっているというふうに理解をしているところでもありますので、これらのことを踏まえながらも、さらに今後においてもどのようなスタイルが良いのかしっかりと検証していかなければならないというふうには考えている次第であります。以上であります。

#### ○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

#### ○1番（伊藤忠之君）

今町長の方からご答弁いただきましたけれども、見解の違い等々とあると私も思っています。実はこのウエンベツ川維持管理組合の事務局というものが役場の方にあります。きちんと書類も保管されています。ただ私も実際ちょっと見させてもらったんですが、実は町長のおっしゃるとおり、そのような協定書や同意書の類というものが見つからなかったです。ただ見つからなかったわけですが、そのような約束ではなかったとは逆に断定も出来ないと思っております。もしかしたら口約束みたいなものが何かしらあったのかもしれませんが、また書類等を紛失してしまったという可能性だってあり得なくもないと思います。しかし今となっては町長のおっしゃるとおり、互いの水かけ論になってしまいますので先に進まないで、この件は一旦保留にさせていただいて、次にちょっと進めさせていただきます。

先ほど町長の答弁中でも期限を決めていないという文言がございましたが、実は昭和64年4月に要は償還期間が終わってから、この管理組合は新たにウエンベツ川清里地区明渠排水維持管理組合というものに名称を変更し活動しております。答弁にもございましたが、この頃にかかる経費の実費分として町から助成金が支払われておりました。ちなみに昭和60年度は実費分165万2千円です。平成18年度では90万円で、しかも昭和60年度から平成18年度のどこかで実費から定額に変わっております。そして平成19年度からは先ほどの町長の御答弁のとおり多面的機能支払交付金事業に切り替わりまして、平成28年度は多面的機能支払

交付金事業交付額約1億1千300万のうち、審議資料等にもございますけれども、このウエンベツ川維持管理組合に対し、実績で約220万。しかし町の持ち出し分が25%なので、町からの助成金という形になりますと、実質55万円まで下がっております。このことも踏まえ先ほどの町長のご答弁にも少しありましたが、もう一度この状況をどのように町長がお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

維持管理に対する町からの支援の関係でございますが、説明をいただいたとおりで、推移をしてきたというふうに我々も理解をしております。当初の段階では、実費での支援を見直しの中で団体補助としての定額90万円で推移をし、さらに多面的機能に切りかえて徐々に切り替えてきたというのも実情であります。当初の段階では多面的機能も区域が上斜里地域、神威地域それと向陽地域と江南の一部というような区域でしたが、今においては全町をその区域の中に包括をいたしました。その面積が増えたことによって総体の事業費も1億1千万を超える事業費になり、交付金をいただいているということでもあります。

この多面的機能の交付金の元々の目的というのは共同事業に対して地域の環境を守るだとか作業を行うという共同事業に対する支援交付金であります。多面的機能をいかに維持するかという農村部のそのための支援金でありまして、まさにこのウエンベツ川は共同での明渠排水を管理すると、それに全くなかった事業ではないかと私は思っております、この多面的機能の事業にそちらの支援をいただくという部分で移行をしていったわけでございます。全体としては昨年度で220万ということでもあります。この金額が果たして今の時代として適正なのかどうかというのはいろいろ検証を加えていかなければなりません。極端に言えば、ここの部分で増えればよそで減らさなければならぬ。全体枠が決まっていますから。そういう部分も含めてどうあるべきかという部分を模索していく時期なのかなというふうな判断もいたしているわけでもあります。

ただ現状の中において、この多面的交付金制度をしっかりと活用させていただき、国からの補助もいただき、町からの補助残分も支援をしながら進めていくと。こういう手法はしっかりとっていかなきゃならんだろうと考えているところでありますので、これらについて具体的な部分、これから管理組合ともよく相談をしていきたいというふうに思います。その金銭的なことも含めてですけども、人がやはり少なくなってきて管理する実面積が一人あたりの負担が増えてきているというのが一番課題なのかなというふうに思っていますから、そこら辺がある程度の区分の中で直営と言いますか、直轄でできる部分との業務委託で出来るもの。そういうものの割り振りもこれから前にもありましたようにとござらいであれば重機でないといけない。そうならば組合に云々というよりも、町の予算を計上しながらやっていくとか、いろんな方法を考えていかなきゃならんだろうと思っておりますので、そこらへんについてもご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○1番（伊藤忠之君）

今町長からの御答弁中でも予算の関係上、なかなか難しい部分もあるということは理解しているつもりでもございます。ただ現状を解っていただきたい、再認識していただきたいと思ひまして、今回話させていただきました。またさらに、これも町長のご答弁にもありましたが、実はこの今回のこのウエンベツ川の件というのは、私も一番大事なことは今後の問題だというふうに認識しております。

ここ数年、わが町も他町村同様残念ながら離農者の数が増加傾向にあります。しかしわが町では今現段階では耕作放棄地というものが出ておりません。なぜならば一旦耕作放棄地にしてしまうと農地は荒れてしまい、元に戻すのはとても時間と労力がかかってしまうからです。そのことを解っているから、今現在頑張って営農を続けている農家の方々は個々の経営面積を増やし、農地を維持している状況でございます。農家個人の仕事量が増えているにもかかわらず、ウエンベツ川を管理する人間が減少してしまい、現場では実際破綻寸前の状況でもございます。何も手を打たず、そのまましていると近い将来川を管理できなくなる可能性もございます。管理できなくなると草木等が生い茂り、多少の雨量でも川が氾濫してしまうことも懸念され、防災の観点からも対策が必要になると思ひます。時代の流れの中で状況は変化していきます。人手不足なら先ほど町長もおっしゃられていましたが、機械化の検討と町と管理組合がもう一度再協議を行い、今後の問題解決を図るべきではと私は考えますが、町長はどのようにお考えですか、お伺ひいたします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ウエンベツ川の管理について、今までも管理組合の皆さんのお力をいただきながら、草刈りその他、作業を実施させていただいているところであります。今後においても農業者の皆さんが余り大きな負担になって、農業そのものに支障が出るなんていうことになれば、これはもう言語道断な話になってまいります。どうしても農家数が減ってきているという、そこが一番大きな負担増につながっている原因なのかなというふうに思っておりますので、先ほどもちょっと申し上げましたように機械化出来る部分については、機械化をしながら負担軽減を図っていく。その時の手法としてこの多面的な部分でどういうふうに扱っていくかという部分も検討を加えていかなければなりませんし、全体的なウエンベツ川直轄明渠排水としての維持管理の方策、それから現時点でウエンベツ川地区という新たな国営の事業、改修事業、機能強化事業も導入してきておりますので、そういう連動、うまく使いながら維持管理費を少しでもそういう部分に耐えうっていくという部分も含めてあり方等組合とも慎重に、そして十分に検討を加えていきたいということで考えておりますので御理解をいただければというふうに思ひます。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○1番（伊藤忠之君）

今後この件を町長からの力強いご答弁をいただきましたが、よく検討していただき、お互い前向きな問題解決を図っていただくことを切に願いながら次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですが、町道整備に対する維持管理について再質問いたします。先ほどの町長のご答弁にもございましたが、町道沿いを維持管理するのは、平成18年度からの指定管理者制度制定に伴い、アウトソーシングしている状況です。実際町が一括管理する町道及び農道316キロのうち指定管理者が維持管理を行わなければならない町道及び農道は279キロにも及び、私感ですけれども、この予算規模では少々無理があるのではないかなというふうに思っております。平成28年度決算によりますと道路橋梁及び河川指定管理業務委託料9千386万のうち町道及び農道の草刈り等の管理事業費は10分の1以下の875万円です。また指定管理者制度に移行する前の段階での道路橋梁及び河川管理業務費は約8千600万円と現状よりも低い水準となっておりますが、でもこれは資材及び燃料費の高騰を鑑みると理解し得る状況だと思っております。さらにはこの8千600万円の中には、当時の職員の人件費約2千万ほどが入っていませんので、実質現況よりも高かったことになると思います。実質人件費をも含まなければならぬ現在の指定管理業務委託料としては少々無理があるのではないかと思っております。

また、維持管理業務を行うにあたり、先ほど来出ております人手不足というものがあるのであれば、これは一案ですけれどもハンマーナイフ型のリーチモアなどの作業機とトラクターを導入し、指定管理者に今の車と同様に貸与とすれば、町道沿いの枝払いや現行の草刈機では届かない道路沿いの路肩ののり面まで草刈りができ交通事故回避にもつながります。また、先ほどのウエンベツ川の維持管理にも使用できるとわれ、先ほどの問題解決にも近づくと考えられます。検討の余地はあると思っております。予算の管理上なかなか難しい問題だとそのようには思っておりますが、実質アウトソーシングして町の財政支出を抑えても肝心の行政サービスが低下してしまうようなことは町民にとっていかなるものかと私は考えますが、町長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

町道また河川等の維持管理に対します指定管理の関係でございます。平成18年度より指定管理制度へ移行したわけでありまして。現在まで5年の4期目約20年という経過の中でありますが、これらの管理料の見積りに当たりましては当然見積もりを事前にいただいておりますし、それから作業の体系に単価と歩掛表というのが実はあります。この作業であればどれだけの期間でどういうふうにやれるんだと、機械でやればこれだけ、人力であればこれだけ、そういうきちとした歩掛表というのがあってそれに基づいて全部積算をしております。単価についても北海道の単価票というのが基準 決まっていますから、この作業をやる前には人力で何人主任クラスなのか普通作業員なのか何なのかという部分の張りつけを全部含めながら、やる



基準がありまして、基準に基づいて積算をしておりますので、災害だとかそういうのがない通常の事態であれば、その範疇で十分にやり切ることが出来る。一般的に積算したやつを業務委託と言いますか、また入札執行の設計書の見積もりにするという基礎になる部分でありますので、そこら辺でやっていける。ただ最近ちょっと気象状況が大分変わってきていますから、予定してないところで余計な時間をとられていたり余計な日数がかかってみたりということで、そういうのがちょっと従前よりは変わってきているかなというような感じをしているところでもありますので、また内容については、しっかりと精査をしながら、適正な部分で進めていければというふうに思っております。それから提案のありました草刈りまたは枝払い等の関係であります。機械を町が今もそうなんですけども一部の機械は町が保有し、それを指定管理者に無償で貸し付けをし、その機械で作業をしてもらう。町から提供できなかった部分は借り上げをしてもらってその借り上げてやっていただくという方法をとっております。どちらの方法もとれるわけありますので、町の方でその機械の購入をしてやるとなれば一般的には補助事業を町も使わなければ、まるまるというのはなかなか大変なものですから、そうなった時にそういう機種が適応されるかどうかという部分もありますので、出来ないとなればその作業を、機械を持っている方に下請をしていただいて、作業を進めてもらうという方法もありますので、そこらへんもう少し我々としても勉強させていただければというふうに思っておりますのでそういう面でご理解いただきたいというふうに思います。

**○議長（田中誠君）**

伊藤忠之君。

**○1番（伊藤忠之君）**

今町長からの御答弁ございましたが、例えば指定管理業者からいろんな計画書等々があって単価もあるのも解っております。実際平成28年度で見ますと清建からの計画書では草刈、先ほど言いましたけど、279キロで単価3万1千371円等々も出ております。ただ実質の問題、数字上の問題とはちょっと離れますが、もう一度お伺いいたしますけども町長御自身として町長は当たり前のことですが町中だけではなく、郊外、町内の郊外等いろいろくまなく視察または普通に通ったりしていると思っております。昔と比べたらかなり草や枝なんか邪魔になっているっていう感じは無いですか。私はすごくあるんですが。もう一度お伺いいたします。

**○議長（田中誠君）**

町長、櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

どこの時点でどういうふうに見ていくかというちょっとあるわけで、また通った場所にもよりますが、ちょっと形態が変わってきたということもあるのかなと思っています。

かなり昔になりますが、農村部の農道を基幹道路は別だったんですが、農道と言われる部分については自治会をお願いをして、自治会の皆さんの出役でやっていただいて、それに対して消耗品だとか燃料代だとか少々の御菓子代ぐらいをそれぞれ御苦労さんでしたねというキロなんぼという単価を決めてやっていた時代も実はあり、そうした時期においては、地域の方々が

もっともベターな時期にワットと一斉に出てやってくれたということもありますし、2回、3回とやっていた方々もありますので、そういう部分から比べると路線が多いものですから、機械を持たれているところに委託をしながら、今やっているの、どうしてもタイミングが適期にやりきれない部分もあるのかなとどうしても遅れがちになりやすいということが目に入ってくるのかなというふうに思っております。またのり面やなんかの立木の関係も一生懸命枝を払ってくれたりはしているんですが、私は枝払いより元っこから切ってくれというお願いすると、元っこであるとかい木がわさっといくと、その処理に大変な作業がかかるということもあって、できれば枝というのが多いようですが、最近はどうしてもそれでは間に合わなくなってきている部分もあって、それこそ立木伐採も含めてやっていただいております。そこらへんもう一度全体を毎年は見てもらった中で順列を決めてスムーズにやっていただいていると思っておりますけども、御指摘があったように最近そういう声も私も少しずつ耳にするようになっておりますので、その都度原課の方にはやるようにという指示をしておりますが、受けた作業をやられる方のいろんな作業の手順順序ありますので、そこらへん少し遅れがちなのかなという印象を持っているということも事実であります。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○1番（伊藤忠之君）

今町長からの御答弁をいただきまして少々安心しました。私と完全一致ではないですけども、同じ問題意識を持っていただいているとそのように捉えます。今の町長の答弁の方からもございますが立木に関して、そちらの方の問題なんですけど、やはりこの問題も手入れが町長おっしゃられたようにちょっと遅れていまして、最初細かった木がだんだん太い幹になってきています。この立木を整備していくためには実際かなりの時間と予算が必要となり、長期的な整備計画を立てていかなければならないとそのように私は考えております。

また整理した廃木は、実際産業廃棄物として処理していかなければならないので廃棄するだけでもかなりの費用が掛かってしまうとそのように認識しております。廃棄するだけでかなりの費用がかかるのであれば、ちょっとここにも資料等少しありますけれども、津別町やまた遠軽町のように町内林産業者等々協力して木質バイオマス計画などを検討して、緑ダムの小水力発電と同様に循環型エネルギー施策を進めることにより新たな雇用の場の創出にもつながり移住定住対策にもつながってくると私はそのように思っておりますが、ぜひこういうことを大きな枠組みで検討していただきたいと思っておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

道路敷地周辺に生えている立木の関係でありますけど、今ご指摘のようにもとは細いのが年数が経つとだんだん太くなるということで、そういう太い木が目立つようになってきたというご

指摘であります。私も何となくそういうふうなイメージで今までも見ていたところでありませう。一回全体の調査を入れてみたいと思います。その中において必要量を明確にして1度立木の場合は、一回整理してしまうと太くなるまでしばらく時間がかかりますから、毎年それこそびっしりやらなくても、あとはそのもれた部分をやっていけば良いということになりますので、調査を入れながらどれだけの必要な部分が出てくるのか判断をしてまたいろんな部分検討させていただければなというふうに思っております。そんな中でちょっと明年に向けて原課ともよく相談をしてみます。

それから切った木は産業廃棄物になりますから、やはり処理をしなければならんということになります。ただバイオマスで使う量ということになると、その運搬経費が果たして出てくるかどうかというのがかなり難しい。どこかに集積をされた木をトラックで持って行くのであれば良いですが、そののり面で切ったやつを一回全部集積をかけてこなければならぬということになるとそれだけのボリュームが果たして出てくるかどうかというのは、かなり疑問なところがありますので、これらについても有効活用が含めてできるものであれば有効活用した方がよいことはもちろんでありますので、そこらへんも含めて原課とそれから指定管理業者であります清建とも十分にそこらへん含めて検討を加えてみたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○1番（伊藤忠之君）

今の木質バイオマスの関係の答弁の中にあつたそのボリュームの問題、また運搬料の問題、さまざまな問題あると思つてます。ただもう一度申し上げますが、ただ捨てるのであれば、やはりそれだけ費用がかかり、何も生まれない費用になりますので、そこらへんのことを十分加味しながら今後検討していただきたいと思つております。

最後になりますけれども、土木インフラの整備及び維持管理を怠るとそれを取り戻すためには長い年月と費用がかかります。わが町は美しい村連合にも加盟しております。街中の見えるところだけ綺麗に整備しているけど、人目にあまりつかない郊外の整備は怠っていると間違つた認識を持たれないためにも、そして今現在の町民のためにもそしてまた未来の町民のためにもぜひ力強い町長のかじ取りにご期待申し上げながら、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

今般の質問の中でさまざまなご提言等いただいたわけでありませう。特に農村部における道路環境の整備、また河川環境の整備含めて全体として清里町の景観を見直すものであります。清里町幸いにして日本で最も美しい村連合に加入させていただくことができました。町民これもすべての町民の皆さんの生活の中、生産の中から生み出された景観であると私はそういうふう

に理解をしているところであります。今後においてもそうした景観自然を大切にしながら、その中に生活や生産をさらに向上させる、そんな手法と絡み合わせながら素晴らしい町になっていくこと我々としても全力で取り組んでまいり所存でありますのでご理解をいたしたいというふうに思います。

**○議長（田中誠君）**

これで伊藤忠之君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。ここで午後1時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時20分

**●日程第9 議案第34号**

**○議長（田中誠君）**

休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第9 議案第34号 清里町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

**○生涯学習課長（原田賢一君）**

議案第34号、清里町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。本件につきましては、緑町小学校が平成30年3月末をもって清里小学校へ統合となりますことから本条例の改正を行うものです。

別冊審議資料1ページをお開きください。アンダーラインの部分が、今回の改正箇所となります。別表第1 清里町立小学校のうち、名称清里町立緑町小学校、位置、清里町緑町16番地を削り、別表第1とするものであります。附則は、施行期日を定めるもので平成30年4月1日とするものであります。以上で提案理由の説明を終わります。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（田中誠君）**

起立全員です。

したがって、議案第34号 清里町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

### ●日程第10 議案第35号

#### ○議長（田中誠君）

日程第10 議案第35号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約から、日程第12 議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約の3件については、会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

#### ○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議案第35号から、日程第12 議案第37号まで3件を一括議題とすることに決定しました。

3件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

#### ○総務課長（伊藤浩幸君）

ただ今上程されました、議案第35号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約及び議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約並びに議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、まず、議案第35号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約につきまして御説明を申し上げます。本件につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により規約の一部変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。地方自治法第286条第1項の規定につきましては、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減、若しくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとする時は、関係地方公共団体の協議により定めるものとする規定でございます。

次のページをご覧ください。本件につきましては、北海道市町村総合事務組合におきまして構成する団体に名称変更が生じたことにより規約の一部を変更するものでございます。それでは、別冊の審議資料2ページ、3ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明をいたします。変更箇所につきましてはアンダーラインで示してございます。2ページ、3ページの別表第1、並びに別表第2の中におきまして、江差町ほか2校学校給食組合を江差町上ノ国学校給食組合にまた、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合にそれぞれ名称を変更するものでございます。3ページの件につきましては施行期日を定めるものでございます。

続きまして、議案第36号をご説明申し上げますので、議案書にお戻りください。議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約につきまして御説明を申し上げます。本件につきましても、地方自治法第286条の第1項の規定によりまして規約の一部変更について議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。本件につきましては、北海道市町村職員退職手当組合におき

まして、構成する団体に名称変更が生じたことによりまして規約の一部を変更するものでございます。それでは別冊の審議資料4ページをご覧ください。新旧対照表変更箇所にはアンダーラインで示してございます。別表の一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中におきまして江差町ほか2校学校給食組合を江差町上ノ国学校給食組合に、同表胆振管内の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合にそれぞれ名称を変更するものでございます。附則につきましては施行期日を定めるものでございます。

続きまして、議案第37号をご説明申し上げますので、議案書に戻りください。議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約につきまして御説明を申し上げます。本件につきましては地方自治法第286条第1項の規定により規約の一部変更について議会の議決を求めるものでございます。次のページをご覧ください。本件につきましては北海道町村議会議員公務災害補償等組合において、構成する団体において名称変更が生じたことにより規約の一部を変更するものでございます。

それでは別冊の審議資料5ページをご覧ください。同じく新旧対照表で説明いたします。変更箇所にアンダーラインを示してございます。別表第1の中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に江差町ほか2校学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合にそれぞれ名称を変更するものでございます。附則につきましては施行期日を定めるものでございます。以上で、3つの規約の一部を変更する規約につきまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

3件について、一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

3件について、一括討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第35号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決されました。

○議長（田中誠君）

これから、議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決されました。

○議長（田中誠君）

これから、議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決されました。

### ●日程第13 議案第38号

○議長（田中誠君）

日程第13 議案第38号 ケアハウスきよさとの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課参与。

○保健福祉課参与（長野徹也君）

ただ今上程されました、議案第38号 ケアハウスきよさとの指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。本件は、下記に記載しております施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行う施設の名称は、来年秋に開設予定しておりますケアハウスきよさと。施設の場所は、清里町羽衣町35番地34及び、39番地126、164でございます。指定する団体は清里町羽衣町35番地35に住所を有する社会福祉法人清里町社会福祉協議会、代表者は会長の横井英治氏でございます。指定の期間につきましては、開設準備も含め、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第38号 ケアハウスきよさととの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

●日程第14 議案第39号

○議長（田中誠君）

日程第14 議案第39号 平成29年度清里町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（本松昭仁君）

ただ今上程されました、議案第39号 平成29年度清里町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。補正予算の総額は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ1千755万5千円を追加し、予算の総額を55億2千534万3千円とするものでございます。

第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。第2条の債務負担行為の補正につきましては、議案書を1枚めくっていただいて次のページをご覧ください。

記載の事項はケアハウスきよさと指定管理業務について期間限度額を追加で定めるものであり、期間は平成30年度より平成34年度までの5ヵ年、限度額は3億8千560万円でございます。

それでは歳入歳出、補正予算の内容につきましてご説明いたします。はじめに、今回補正提案させていただく主な事業等の内容につきましてご説明申し上げますので、別冊の審議資料を御用意ください。審議資料の6ページをお開きください。

補正予算の主な事業についてご説明いたします。補正額内の上段のカッコ内の数字は補正後の当該事業の予算総額であり、財源につきましては資料に記載しておりますので説明を省略させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 臨時福祉給付金事業につきましては、平成27年度繰越分の確定による返納金でありまして244万9千円を計上いたします。4目老人福祉費ケアハウス整備事業につきましては、当初計画から見込んでいる工事のうち、平成30年に行う外構工事に先立ち、躯体工事に伴う施工の必要なる配管の整備及び整地工でありまして360万円を計上いたします。2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、児童手当支給事業につきましては、児童手当の確定に伴う返納金でありまして120万円を計上いたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、診療所医師住宅修繕事業につきましては、16号沿いにございます診療所の医師が使用する住宅の老朽化に伴い、屋根、壁、天井、床建



具等の一部を修繕するもので260万円を計上いたします。3目各種医療対策費、国民健康保険事業特別会計繰出事業につきましては、事業運営の安定化を図るため国民健康保険事業基金に積立するもので500万円を計上いたします。

それでは続いて、事項別明細書により款項区分による補正予算の内容につきまして、御説明申し上げますので別冊の補正予算に関する説明書を御用意ください。ピンクの中紙の後、もう1枚めくっていただいて、3ページの歳出よりご説明申し上げます。なお、審議資料において、御説明申し上げました事業につきましては説明を省略させていただきますので御了解いただきたいと存じます。なお慣例により目ごとの説明とさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費244万9千円につきましては審議資料で説明いたしましたので省略させていただきます。2目障害者自立支援費34万2千円につきましては、障害給付システム通信環境改定にかかる負担増による4千円と障害者自立支援給付費の確定による返納金33万8千円を計上するものでございます。4目老人福祉費360万円につきましては、審議資料で説明いたしましたので省略させていただきます。2項児童福祉費、1目児童母子福祉費177万円につきましては、児童手当支給事業120万円、子ども子育て支援交付金事業57万円。いずれも実績確定に伴う返納金を計上するものでございます。次のページをご覧ください。4項衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費260万円につきましては審議資料ですでに説明いたしましたので省略させていただきます。3目各種医療対策費509万2千円につきましては、療育医療費国庫負担金の返納9万2千円と国民健康保険事業特別会計繰出金500万円につきましては、審議資料で説明いたしましたので省略させていただきます。4目環境衛生費66万7千円の減額につきましては、平成28年度決算繰越金確定及び施設修繕費補正による繰入額の調整でございます。5目保健福祉総合センター費54万円につきましては、保健センター横の医師住宅のボイラーキッチン周りの補修費を計上するものでございます。次のページをご覧ください。6款商工費、1項商工費、4目江南パークゴルフ場49万円につきましては、4月の暴風雨で倒壊したポンプ小屋の復旧を計上するものでございます。9款教育費、1項教育総務費、2目教育諸費60万円につきましては清里中学校開校70周年統合50周年にかかる当該協賛会設立にかかる補助金を計上するものでございます。4項社会教育費、3目生涯学習総合センター費73万9千円につきましては、プラネットの児童室台所の電気温水器取替、寄贈絵画の額縁購入及び加工費を計上するものでございます。

それでは歳入についてご説明いたしますので2ページにお戻りください。9款地方交付税1千653万2千円につきましては、一般財源18款諸収入102万3千円につきましては特定財源で、障害者自立支援給付費負担金過年度追加交付金92万3千円と江南パークゴルフ場ポンプ小屋倒壊に伴う協賛金10万円で特定財源でございます。以上で説明を終わります。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第39号 平成29年度清里町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

●日程第15 議案第40号

○議長（田中誠君）

日程第15 議案第40号 平成29年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（藺部充君）

ただ今上程されました、議案第40号 平成29年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、3千684万7千円を追加し、予算の総額を4億7千307万6千円とするものでございます。第2項につきましては、別冊の補正予算に関する説明書により後ほどご説明いたします。

今回の補正は、歳入にあっては今年度の介護給付費の当初申請額確定による国庫負担金の減額、道負担金及び支払基金交付金の介護給付費負担額の増額、歳出にあっては、平成28年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定による国・道支払基金の返納等の精算、及び繰越額の確定等を行うものでございます。平成29年度補正予算に関する説明書でご説明いたしますので、茶色の表紙、介護保険事業特別会計事項別明細書をご覧ください。歳出からご説明しますので、9ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は歳入の増加分を今後のサービスの伸びを勘案し、給付費負担金に1千500万円、居宅介護サービス計画費負担金に47万5千円を増額するもので、財源は記載のとおりでございます。同じく2目地域密着型介護サービス給付費も歳入の増額分を今後のサービスの伸びを勘案し、地域密着型介護サービス給付費負担金に650万円増額するものでございます。財源は記載のとおりとなっております。3款地域支援事業費、1款介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費の補正も今後のサービスの伸びを勘案し、訪問型サービス事業費に10万円、通所型サービス事業費60万2千円、高額介護サービス費相当事業費、高額医療合算介護サービス費相当事業費に6万1千円増額補正するものでございます。次のページをご覧ください。同じく2目介護予防ケアマネジメント事業費も同様に78万2千円を増額補正するものでございます。4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金の補正は、前年度繰越金の一部を

基金に積立てるものであり、補正額は397万3千円です。6款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目還付金935万4千円の補正は、平成28年度介護給付費及び地域支援事業補助金の確定による精算の結果、超過交付を国・北海道支払基金に返納するものであります。財源はすべて繰越金です。

次に、歳入につきましては総括表で申し上げますので7ページにお戻りください。総括歳入3款国庫支出金、4款道支出金、5款支払基金交付金は特定財源で8款繰越金は一般財源であります。以上で補正予算の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第40号 平成29年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ●日程第16 議案第41号

○議長（田中誠君）

日程第16 議案第41号 平成29年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、議案第41号 平成29年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ1千753万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7千10万6千円とするものでございます。第1条第2項につきましては、別冊の国民健康保険事業特別会計事項別明細書により後ほどご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度医療費の確定に伴う負担金の返納金、電算システムの改修費並びに事業運営の安定化を図るための基金造成に係る費用について補正を行うものでございます。それでは、平成29年度補正予算に関する説明書の13ページをお開きく

ださい。

歳出よりご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の32万4千円につきましては、国民健康保険事業の都道府県化に伴うシステム改修委託料でございます。財源については記載のとおりでございます。9款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金の500万円につきましては、事業運営の安定化を図るため国民健康保険事業基金の造成を行うものでございます。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金の1千220万8千円につきましては、前年度の医療費確定に伴い負担金の精算により返納金額が確定いたしましたので療養給付費負担金返納金として1千220万8千円を補正するものでございます。

歳入につきましては総括表で説明いたしますので11ページをご覧ください。まず、特定財源であります国庫支出金32万4千円、繰入金995万1千円と一般財源であります繰越金725万7千円を補正するものであり、補正の総額は1千753万2千円でございます。以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第41号 平成29年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

## ●日程第17 議案第42号

○議長（田中誠君）

日程第17、議案第42号 平成29年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、議案第42号 平成29年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ3万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6千806万

9千円とするものでございます。第1条第2項につきましては、後期高齢者医療特別会計事項別明細書により後ほどご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い補正を行うものでございます。それでは、平成29年度補正予算に関する説明書の16ページお開きください。

歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては事業に要する消耗品として1万2千円を増額、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料負担金として2万2千円を増額、合計3万4千円を増額補正するものでございます。

歳入につきましては上段でお示しているとおり一般財源であります繰越金3万4千円を補正するものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第42号 平成29年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

### ●日程第18 議案第43号

○議長（田中誠君）

日程第18 議案第43号 平成29年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

ただ今上程されました、議案第43号 平成29年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ328万4千円を追加、予算総額を5千675万6千円とするものです。第2項につきましては、後程、事項別明細書によりご説明申し上げますが、今回の補正は、

平成28年度の決算処理に伴い、繰越金の確定による基金積立金の調整措置と道路工事に伴う水道管移設工事設計委託料の補正を行うものです。それでは、歳入歳出補正予算につきましてご説明いたしますので、別冊の説明資料水色の仕切り簡易水道事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書の18ページをお開きください。

歳出よりご説明申し上げます。2款施設費、1目施設整備費につきましては道道清里止別線の改良工事に伴い、敷地内で移設が必要とされる水道管の設計委託料として257万1千円を計上するものです。4款基金積立金、1目積立金につきましては今回の補正による調整措置として71万3千円を積立てるものです。

歳入につきましては4款繰越金であり、補正額は328万4千円であり、補正後の繰越金は478万4千円となります。以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第43号 平成29年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ●日程第19 議案第44号

○議長（田中誠君）

日程第19 議案第44号 平成29年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

ただ今上程されました、議案第44号 平成29年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、提案理由を説明いたします。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ464万4千円を追加し、予算総額を1億482万4千円とするものです。第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますが、補正の内容は、平成28年度の決算処理に伴い繰越金の確定による繰入金の調整措置と施設管理に係る需用費

の補正を行うものです。それでは歳入歳出補正予算につきましてご説明いたしますので、別冊の説明資料紫色の仕切り農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書の20ページをお開きください。

歳出よりご説明申し上げます。1款総務費、2目施設管理費につきましては年数経過により点検整備が必要とされる処理機器類の修繕料として464万4千円を増額するものです。

歳入につきましては4款繰入金を今回補正により66万7千円減額し、5千613万4千円とし、5款繰越金を531万1千円増額し、681万1千円とするものです。以上で説明を終わります。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（田中誠君）**

起立全員です。

したがって、議案第44号 平成29年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

**●日程第20 議案第45号**

**○議長（田中誠君）**

日程第20 議案第45号 平成29年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。焼酎醸造所長。

**○焼酎醸造所長（清水俊行君）**

ただ今上程されました、議案第45号 平成29年度清里町焼酎事業特別会計補正予算第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は、第1条第2項に記載のとおり歳入歳出にそれぞれ571万3千円を追加し、予算の総額を1億3千19万5千円とするものであります。第2項につきましては後ほど別冊の清里焼酎事業特別会計事項別明細書によりご説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度繰越金の確定に伴う所要経費の補正を行うものであります。

それでは歳出からご説明いたします。別冊の補正予算に関する説明書のうぐいす色の仕切り、

焼酎事業特別会計の事項別明細書の23ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費21万8千円の増額は施設維持管理事業で駐車場の排水にかかわる修繕料の増額補正を行うものです。2款製造費、1項製造管理費、1目醸造費249万5千円の増額は、焼酎醸造事業費で樽の焼き直しや蒸気ボイラー減圧弁等の修繕と木樽購入に係る備品購入費の増額補正を行うものです。4款基金積立金、1項基金積立金、1目積立金300万円の増額は基金管理運用事業費で基金積立の増額補正を行うものです。

次に歳入について説明いたしますので、21ページにお戻りください。歳入につきましては総括で説明いたします。3款繰越金につきまして平成28年度繰越金の確定により571万3千円を増額補正するものです。以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第45号 平成29年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

## ●日程第21 認定第1号 ～ 日程第27 認定第7号

○議長（田中誠君）

ここで、議事の都合上、日程第21 認定第1号 平成28年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27 認定第7号 平成28年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、都合7件を一括議題とします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

審査の方法については、議会先例により提案理由の説明を省略し、議長と監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）



○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、議長と監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

○議長（田中誠君）

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時18分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。委員長に池下昇君。副委員長に前中康男君。以上のとおり報告がありました。

なお、審査の日程は本日12日から15日までの4日間に決定したとの報告がありましたので、お知らせしておきます。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

決算審査特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の審査が終了するまで、休会とすることに決定しました。

休会 午後 2時20分

平成29年第4回清里町議会定例会会議録（9月15日）

平成29年第4回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 伊藤忠之 | 6番 | 勝又武司 |
| 2番 | 堀川哲男 | 7番 | 加藤健次 |
| 3番 | 河口高  | 8番 | 村島健二 |
| 4番 | 前中康男 | 9番 | 田中誠  |
| 5番 | 池下昇  |    |      |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

|         |      |
|---------|------|
| 町長      | 櫛引政明 |
| 教育委員長   | 石井幸二 |
| 農業委員会長  | 近藤博  |
| 代表監査委員  | 篠田恵介 |
| 選挙管理委員長 | 工藤特雄 |
| 副町長     | 宇野充  |
| 総務課長    | 伊藤浩幸 |
| 企画政策課長  | 本松昭仁 |
| 町民課長    | 河合雄司 |
| 保健福祉課長  | 藺部充  |
| 保健福祉課参与 | 長野徹也 |
| 産業建設課長  | 藤代弘輝 |

|             |    |    |
|-------------|----|----|
| 焼酎醸造所長      | 清水 | 俊行 |
| 出納室長        | 熊谷 | 雄二 |
| 教 育 長       | 岸本 | 幸雄 |
| 生涯学習課長      | 原田 | 賢一 |
| 農業委員会事務局長   | 藤代 | 弘輝 |
| 監査委員事務局長    | 溝口 | 富男 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 伊藤 | 浩幸 |

8. 本会議の書記は次のとおりである。

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 事 務 局 長 | 溝口 | 富男 |
| 主 査     | 寺岡 | 輝美 |

9. 本会議の案件は次のとおりである。

認定第1号～認定第7号 決算審査特別委員会審査報告

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 意見案第 4号 | 適正な地方財政計画の策定を求める意見書について                                       |
| 意見案第 5号 | 教職員の長時間労働是正を求める意見書について                                        |
| 意見案第 6号 | 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について |
| 意見案第 7号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について                          |
| 発議第 2号  | 議員の派遣について                                                     |

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただ今の出席議員数は9名です。  
これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番 伊藤忠之君、2番 堀川哲男君を指名いたします。

●日程第2 認定第1号 ～ 認定第7号（決算審査特別委員会審査報告）

○議長（田中誠君）

日程第2、認定第1号 平成28年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号 平成28年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、都合7件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 池下昇君。

○決算審査特別委員長（池下昇君）

決算委員長報告。平成29年9月12日、第4回清里町議会定例会において決算審査特別委員会に付託された平成28年度清里町一般会計及び特別会計決算認定について、審査の結果次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告いたします。

- 1、審査案件。認定第1号 平成28年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号 平成28年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで。
- 2、審査期日。平成29年9月12日・13日・15日の3日間、審査の結果、各会計とも認定すべきと決した。
- 4、委員会の意見。平成28年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について審査を行った結果、各会計の予算執行は議会の議決の趣旨に沿い概ね適正に執行されたものと認められる。健全化判断比率並びに他の財政指標においても健全財政を維持していますが、超高齢化人口減少社会では町税等の自主財源の確保が難しい状況になってきていることから限られた財源の中で住民サービスの質の向上を図っていくことがますます重要となっており、さまざまな観点から事業の評価見直しを行い、必要な改善を速やかに実施していくことが求められています。

今回の決算審査特別委員会での35項目にわたる質問、それと総括3名による意見等を十分に検討され、明年度以降の予算編成や行政運営に生かされるよう望むものである。

○議長（田中誠君）

委員長報告に対する、質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、一括採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、これから認定第1号から認定第7号まで一括して採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、認定第1号 平成28年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号 平成28年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、都合7件は委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

●日程第3 意見案第4号 ～ 意見案第6号

○議長(田中誠君)

ここで議事の都合上、日程第3 意見案第4号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書についてから、日程第5 意見案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを、一括議題とします。

3件について、それぞれ提出者の説明を求めます。総務文教常任委員会委員長 勝又武司君。

○6番(勝又武司君)

総務文教常任委員会提出の意見案第4号から意見案第6号を説明します。議会提出議案をお聞きください。

意見案第4号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書について。本件について地方自治法第99条の規定により、別紙の通り意見書を提出するものとする。平成29年9月15日提出、清里町議会総務文教常任委員会委員長 勝又武司。

次の2ページをお開きください。前文を省略し記以下の内容を説明します。

1、地方自治体の基金は2004年度の地方交付税臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機自治体にかかわる国の突然な政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動のことも災害の復旧復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画に反しないこと。

次に3ページ、意見案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書について。本件につ

いて、地方自治法第99条の規定により別紙の通り意見書を提出するものとする。平成29年9月15日提出、清里町議会総務文教常任委員会委員長、勝又武司。

4ページをお開きください。前文を省略し記以下の内容を説明します。

- 1、教職員の長時間労働是正に向け給特法の改廃を含め抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。
- 2、当面現行給特法条例下においては道教委修学旅行の引率業務に従事する道立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領における対象業務の拡大や運用の改善など実効ある超勤解消策を早急に講ずるとともに長期休業期間中の校外研修の保障など教職員の勤務条件教育条件の改善を図ること。
- 3、部活動を社会教育に移行するように国に働きかけること。当面部活動過熱化防止策を全道すべての学校に徹底すること。

次に5ページ、意見案第6号 道教委新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について。

本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものとする。平成29年9月15日提出、清里町議会総務文教常任委員会委員長 勝又武司。

6ページをお開きください。前文を省略し記以下の内容を説明します。

- 1、道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は地域の教育や文化だけでなく経済や産業などの地域の衰退につながることから、現在検討している新しい指針についてはこれまでの指針により序列化、高校間格差、地域間格差などの問題点を抜本的に見直したものとすること。
- 2、高校の学級定員を引き上げること。当面地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。
- 3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4、地域の高校を存続させるため地域キャンパス校については道教委が検討している2年連続20人を下回った場合、統廃合とする基準の改悪をしないこと。また障害のあるなしにかかわらず希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、地域合同総合高校の設置など豊かな高校教育を実現するため検討を進めること。以上です。

**○議長（田中誠君）**

これから、3件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。

この意見案3件については、討論を省略し採決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、意見案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第4号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書については、原案のとおり決定されました。

○議長（田中誠君）

これから、意見案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書については、原案のとおり決定されました。

○議長（田中誠君）

これから、意見案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書については、原案のとおり決定されました。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

ただ今、可決されました3件の意見書の提出先並びに内容の字句等については、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

●日程第6 意見案第7号

○議長（田中誠君）

日程第6 意見案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員会委員長 前中康男君。

○4番（前中康男君）

産業福祉常任委員会提出の意見案第7号を説明します。議会提出議案の8ページをご覧ください。

意見案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について。本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものとす。平成29年9月15日提出、清里町議会産業福祉常任委員会委員長 前中康男。

次のページをお開きください。前文を省略し記以下の内容を読み上げます。

- 1、市町村は、継続的に森林の整備などを着実に進められるよう森林環境税（仮称）を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
- 2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び地産事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3、森林資源の循環利用を通じて林業木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実強化すること。以上です。

○議長（田中誠君）

これから、質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

この意見案については、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、意見案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり決定されました。



○議長（田中誠君）

お諮りします。

ただ今、可決されました意見書の提出先並びに内容の字句等については、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

#### ●日程第7 発議第2号

○議長（田中誠君）

日程第7 発議第2号 議員の派遣についてを議題とします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

本件については、記載のとおりの内容で、議員の派遣をしたいと思いますので、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、原案のとおり派遣することに決定しました。

#### ●日程第8 道内所管事務調査報告

○議長（田中誠君）

日程第8 道内所管事務調査報告についてを、議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員会委員長 前中康男君。

○4番（前中康男君）

道内所管事務調査報告。両委員会を代表しまして、議会閉会中の継続審査案件について、調査研究を行うために総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会合同で平成29年7月12日から14日までの3日間、道内所管事務調査を行いましたので報告いたします。

調査内容につきましては、1ヶ所目は伊達市で行っておりますライフモビリティサービス相乗りタクシーについて、事業の目的と経緯、事業の実施状況を。2ヶ所目は、登別市の特定非営利活動法人ゆめみーるが運営する地域食堂ゆめみーるについて、運営及び活動状況を。3ヶ所目は、白老町で行われております海の子保育園の民営化についてと保育料（利用者負担額）について、民営化の経緯並びに保育料の負担軽減内容について調査研究を行ったところであります。いずれの自治体、団体におきましても老人福祉施策、子育て支援施策の先進地事例であります。以上です。

○議長（田中誠君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで道内所管事務調査報告についてを終わります。

●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで、本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第4回清里町議会定例会を、閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後 3時43分